

## むつ市議会第210回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成23年12月13日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）6番 目時 睦 男 議員

（2）5番 川下 八十美 議員

（3）24番 岡崎 健 吾 議員

（4）18番 大瀧 次 男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上 路 德 昭	2番	横 垣 成 年
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	菊 池 広 志
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修 夫
20番	佐々木 隆 徳	21番	富 岡 幸 夫
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（1人）

3番 工 藤 孝 夫

説明のため出席した者

市 長	宮 下 順 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 営 理 者	遠 藤 雪 夫
代 表 員	小 川 照 久	選 挙 管 理 委 員 会 長	畑 中 政 勝
農 業 委 員 会 長	立 花 順 一	総 務 政 策 部	伊 藤 道 郎
財 務 部 長	下 山 益 雄	財 務 部 務 整 監	赤 田 比 等 史
民 生 部 長	奥 川 清 次 郎	保 健 福 祉 部	松 尾 秀 一
経 済 部 長	中 嶋 達 朗	建 設 部 長	山 本 伸 一
川 内 庁 舎 長	布 施 恒 夫	大 所 畑 庁 舎 長	若 松 通
協 野 沢 所 舎 長	高 坂 浩 二	会 管 総 政 理 出 納 室 策 務 部 事 長	大 橋 誠

選舉事務局長	成田晴光	監事	石田武男
農業局長	手間本富士雄	委員	齋藤秀人
企業局長	齊藤鐘司	局長	岩崎金藏
水道部長	花山俊春	策整	石野了
策進部長	畑中恒治	務務	竹山清信
課務課長	猪口和則	生進	丸岡弘人
部事民少長	笠井哲哉	社理福	鏡谷晃
部策監	柳谷孝志	設進	野藤賀範
務部長	高橋聖	策務主	工藤初男
務調整長	氏家剛	策政	金浜盛雄
部長	加藤博	環境政	樋山政之
部境課幹	浜田一之	生一主	金澤壽々子
部策長	望月操	市久總	松宮康則
部築長	須藤勝広	民市久總	栗橋恒平
部策長		經商課	
部策長		教委事總	
部策長		員務課	
部策長		策務	
部策長		策務	

事務局職員出席者

事務局局長	須藤徹哉	次長	澤谷松夫
-------	------	----	------

総括主幹 濱 田 賢 一  
主任主査 石 田 隆 司

主任主査 小 林 睦 子  
主 任 村 口 一 也

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

昨日本会議終了後の議会運営委員会において、12月16日に議員提出議案1件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、目時睦男議員、川下八十美議員、岡崎健吾議員、大瀧次男議員の一般質問を行います。

## ◎目時睦男議員

○議長（山本留義） まず、目時睦男議員の登壇を求めます。6番目時睦男議員。

（6番 目時睦男議員登壇）

○6番（目時睦男） おはようございます。教育・社民クラブ会派の目時睦男であります。むつ市議会第210回定例会に当たり一般質問を行います。

市長初め理事者におかれましては、明快で前向きな誠意あるご答弁をお願いいたします。

今議会は、改選後初の定例会であります。多くの市民の皆さんのご支持、ご支援により3期目の議席を確保することができたことに、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

私は、今回の選挙で市民生活第一をモットーに5つの政策目標を掲げましたが、今後4年間、その実現により、一層努力してまいる所存でありますので、旧に倍してのご指導、ご鞭撻のほどをよろしくをお願いいたします。

宮下市長は、本年7月に行われました市長選挙において、2期目の当選をされましたが、8月1日に開催されたむつ市議会第147回臨時会での就任あいさつの中で、今後4年間の市政運営に当たる理念と政策を述べられました。その内容は、初心に立ち返り、「日々新たなり」を胸に1期目の7つの公約を進化することに加え、2期目は「希望のまち・むつ市」をテーマに「持続可能な財政運営」、「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、「市民協働・参画の社会づくり」の3つの政策を柱に、大畑、川内、脇野沢の3診療所の不良債務の圧縮、第1次産業の振興、観光資源の整備、充実、文化財、歴史資料館設置など、新たな施策の取り組みを表明されました。私は、杉山市政を引き継ぎ、市政運営の基本理念に「まちづくりの主役は市民」を掲げている宮下市長の政治姿勢を高く評価しているものであります。

そして、今議会で新谷加水氏が副市長に就任されました。私は、新谷副市長が就任時の取材に対し、今後むつ市の進むべき道は基幹産業である農林漁業の6次産業化を図ることにより雇用が促進され、過疎化対策になるとの新聞報道がありましたが、そのことは私と意を同じくするものであり、今後のご活躍に大いに期待しているところであり

ます。

また、市長選に続く10月2日実施の市議会議員選挙は、前回の旧市町村ごとの定数割選挙から合併後初めての市全体での選挙でありましたが、このことによりむつ市は、本年二元代表制のもと、行政、議会、それぞれの新たな代表が誕生いたしました。新しい布陣となった行政、議会は、今後より一層市民に親しまれ、信頼され、期待されるよう互いに切磋琢磨しながら、その機能を十分に発揮し、市政発展に寄与することが責務ではないでしょうか。

一方、国の政治に目を向ければ、過去にアメリカの要請にこたえ、大規模小売店舗法の制定により地域の商業者が閉店に追い込まれシャッター街に化したことや、市場経済原理主義を持ち込み、規制緩和により企業倒産が相次ぎ、デフレ悪化を招いたことを省みず、輸出の拡大によって雇用を創出しようと必死になっている環太平洋連携協定、いわゆるTPPへの交渉参加問題や、社会保障と税の一体改革を理由に公約無視の無責任な消費税率引き上げは、国民生活第一の政権公約に逆行し、国民の信頼を損ねるものであります。

また、米軍普天間飛行場移設に向けた環境アセスメント評価書の県への提出時期を一川防衛大臣が明言していないことについて、女性を乱暴することに例え、「犯す前にやらせろとは言わない」とか、「彼らは車を借りる金で女を買えた」との前沖縄防衛局長の発言は、平成7年9月に起きたアメリカ軍兵士の少女暴行事件がきっかけとなって地位協定見直しに発展した沖縄県民の思いを逆なでした人権無視、女性蔑視の民主主義国家としてあるまじき言動でありますし、加えて米軍普天間飛行場移設の原点である少女暴行事件を一川防衛大臣が「詳細には知らない」と述べ、記者会見で乱交事件と言っていることからして、問責されるのは当然であります。

若干前段が長くなりましたが、通告に従い4項目について質問させていただきます。

最初の質問は、市長の政治姿勢について3点について伺います。

1点目は、今後周辺地域を含め、均衡ある発展にどう対応する考えかについてであります。このことについては、改選直前のむつ市議会第209回定例会での私の一般質問に対し、一体的なバランス感覚を持って施策を推し進めていくとの趣旨答弁でありました。私は、合併から6年が経過したことしの選挙で多く感じたのは、地元大畑を含め各旧町村の多くの住民の方々から異口同音に聞かされるのが、「このままだとますます寂れる一方だ」、「この町を何とかしてほしい」などの声でありました。

同僚議員も触れておりますが、今次市議会議員選挙の結果、旧町村からの候補者が全員当選いたしました。この結果については、それぞれの地区住民が自分たちの町や村を何とかしてほしいとの思いがあらわれた結果ではないかと推察いたしておりますが、市長はこの選挙結果をどのように受けとめ、今後の市政運営にどのように生かしていくつもりか所信を伺います。

また、平成27年度までの過疎地域自立促進計画の完全実施に向け、自主財源をどう確保する考えかお聞かせ願います。

2点目は、福島第一原子力発電所事故以降の原子力安全対策の評価と認識についてであります。絶対安全というこれまでの原子力に対する安全神話が総崩れをし、安全に対する国民、市民の不安と不信が増幅しております。しかし、事故の原因が究明されていない中で、六ヶ所再処理工場、東通原子力発電所、大間原子力発電所など、立地されている地元から試験再開、操業再開、工事再開を求める声や、国への要請行動などの動きが活発となってまいりました。市長は、今回の福島第一

原子力発電所の事故を受け、国・県の原子力行政に対し、どのような感想を持たれ、今後どうあるべきと考えているのかお聞かせ願います。

また、中間貯蔵施設を含む原子力施設に対し、今後どう対応するつもりか、あわせてお伺いをいたします。

3点目は、中間貯蔵施設への法定外課税の検討状況と今後の対応策についてであります。市長はこれまで、地方分権一括法の施行により、法定外課税についてプロジェクトチームを立ち上げ、検討を行っているとのことでありましたが、検討状況をお答え願います。

また、2012年7月の操業開始に合わせ、課税権を行使するとのことではありますが、福島第一原子力発電所の事故を受け、国は原子力政策をゼロベースで見直しを行うとのことから、本体工事が中止されておりますが、このことにより操業開始時期がずれ込むことが予想されます。仮に操業開始時期がおくれた場合、今後本市の財源確保にどのような影響を及ぼすのか、対応策を求め、お答えを願います。

質問の2項目めは、防災対策について3点についてお伺いいたします。1点目は、防災計画の見直しの計画策定見直しについてであります。国の原子力安全委員会の作業部会は、原子力発電所事故に備えて防災対策を重点的に実施する地域を現在の指針で定めた原子力発電所の半径8キロから10キロ圏から半径約30キロに拡大するとのこと合意をいたしました。それに伴い、市は今後県の防災計画見直しを受け、地域防災計画の見直しを行うものと思いますが、見直し計画策定の時期はいつごろを想定しているのかお答え願います。

2点目は、原子力災害発生時の実効性ある緊急避難対策についてであります。防災計画の見直しと関連いたしまして宮下市長は、避難道路や避難場所、避難経路の確保について、下北半島7市町

村で構成する市町村連絡会議において協議研究し、防災地域拡大に伴い、陸海空での避難経路の確保について検討を行っているとのことでありました。

そこでお伺いいたしますが、原子力施設での事故が発生し、緊急避難指示が出た場合、どのような手段、方法で迅速な避難を行うのか、可能性を含めお答え願います。また、その場合、避難先にどこを想定しているのか、あわせてお伺いいたします。

3点目は、情報等の周知対策として、端末機等を全世帯に設置する考えがないかお伺いいたします。防災無線は、市の広報も兼ね、各地区に設置されております。しかし、地区によっては住民から、聞こえない、聞き取れないなどの苦情が寄せられ、市は改善に努力してきたものの、完全な難聴地域の解消にまでは至っておりません。東日本大震災以降、高齢者世帯やひとり暮らし世帯の方々から不安の声が聞かれます。そこで伺いますが、高齢者を含め、全市民に情報周知の徹底を図るため、各家庭に端末機等を設置すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の3項目めは、選挙事務について2点についてお伺いいたします。

1点目は、投票率向上に向けたこれまでの対応策と今後の課題と対策についてであります。合併以降、知事選、県議選、市長選、市議選が平成19年と本年の2回実施されておりますが、いずれの選挙の投票率も前回は下回っております。選挙管理委員会は、投票率向上にこれまで対策を講じてきたと思いますが、その対策内容をお示し願います。そして、その結果どのような成果や問題点があり、今後どのような対策を考えているのか、あわせてお伺いいたします。

また、関連をいたしますが、さきの市議会議員選挙は合併前の旧むつ市時代も含め、過去最低の

投票率でありました。この結果について、市長はどのような感想をお持ちになっているのかお伺いいたします。

2点目は、開票時間短縮のこれまでの対応策と今後の課題と対策についてであります。むつ市議会第192回定例会での一般質問に対する答弁で、自治体は地域住民に正確な情報を早く提供する義務を負っていることから、開票時間短縮については随時対策を講じているとのことでありましたが、過般実施された市議会議員選挙の開票で、9時30分現在の第1回目の得票状況の発表で得票数を示すことができませんでしたが、その理由をお示し願います。

そして、開票時間短縮に向けたこれまでの具体的な対策と課題、そして今後の対応策をどのように考えているのか、あわせてお伺いいたします。

質問の4項目めは、田名部高等学校大畑校舎存続について2点についてお伺いいたします。

1点目は、県に対するこれまでの経過と今後の見通しについてであります。この課題について、昨日の一般質問で同校のPTA会長を務めております佐賀英生議員も取り上げましたので、重複を避けた質問に努力いたしますので、ご了承願います。

ご承知のように県立大畑高等学校は、県立川内高等学校とともに県の第2次教育改革により平成20年度に校舎制に移行となり、田名部高等学校大畑校舎となりましたが、第3次教育改革では、2年後の平成25年度に募集を停止し、平成27年3月で閉校とする計画となっております。この問題について、平成20年6月のむつ市議会第196回定例会での一般質問に対し宮下市長は、大畑校舎が廃止となれば経済的負担が増加し、地域の発展を後退させることになることから、県に対し特段の配慮を求めていくとの答弁であり、昨日の同僚議員にも同じ趣旨の答弁を行っておりますが、これま

で県に働きかけてきた経過の内容と今後の見通しについてお示しを願います。

2点目は、大畑校舎存続に向け、今後どのような対策を考えているのか、あわせてお伺いをいたします。

以上、4項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 日時議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についての1点目、今後周辺地域を含め均衡ある発展にどう対応する考えかについてであります。平成19年7月の市長選挙に当選して以来、「まちづくりの主役は市民の皆さん」という基本理念のもと、新市の一体感の醸成、地域の均衡ある振興と発展に努めるべく各種の施策に取り組んでまいりました。しかし、財政再建を基軸とする市政運営においては、やはりその緊急性や必要性等を総合的に検討し、優先順位をつけなければならなかった事業もあったことは事実であり、そういう意味においては合併による恩恵を実感できないと考えている市民の方も中にはおられるかと思っております。

去る10月に実施されましたこれまでの選挙区を撤廃した市議会議員選挙におきまして、旧町村ご出身の候補者の皆様がすべてご当選なされたことは、旧町村地域の特性を生かしたまちづくりを期待する地元の方々の衆望を得られた結果であろうと考えており、私自身も議員が言及されておられます均衡ある発展については、これまでと同様意を用いていかなければならないものと考えております。

私は、これまでの基本理念をさらに進化させ、市民の皆様一人一人があすへの期待と夢を膨らませることができる「希望のまち・むつ市」をつく

り上げていくことを2期目の目標として掲げさせていただいたわけではありますが、これは市全体の一体的な発展がなければかなわないものでもあります。

均衡ある発展とは、各地域の地勢、風土、文化、産業等これまで先人が培ってきた特性を大切にしつつ、市民参加による一体的な新しいまちづくりを目指すことであり、住民の方々が精神的な豊かさを実感できる希望のまちをつくり上げていくことであると認識しております。その実現に向け、引き続き積極的な広報広聴活動に努め、市民の皆様の声に耳を傾けるとともに、地域の実情を遺漏なく把握しながら、各種施策に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

平成22年度一般会計決算におきましては、市民の皆様並びに議員各位の暖かいご支援、ご協力により、13年ぶりに黒字決算に転換したところでありますが、議員ご承知のとおり、下北医療センターの3つの診療所が抱える不良債務の解消と多額の財政負担を求められる行政課題が山積みしていることに加え、平成27年度からは地方交付税の段階的減少等が見込まれることから、これからも厳しい財政運営が続くものと考えているところであります。

したがって、今後も内部経費の節減や市税徴収率の向上等、可能な限りの財源対策を講じることに加え、これまで以上に堅実な財政運営を行うことが自主財源の確保につながるものと認識しておりますし、このことが結果として過疎計画を初め各種施策や事業を進めるうえでの基本になるものと考えるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市長の政治姿勢についてのご質問の2点目、福島第一原子力発電所事故以降の原子力安全対策の評価と認識についてのご質問にお答えいたします。未曾有の惨事となった東日本大震災から

既に9カ月が過ぎましたが、被災地では今もなお行方不明者の捜索や瓦れきの撤去作業に追われているとの報道がなされており、全国からの支援等を受け、復興へ向けて動き出してはいるものの、その道のりはまだまだ長く、いかに大きな災害であったのかを改めて知らせております。

この震災と同時に発生した福島第一原子力発電所の原子力事故は、議員のご質問にもありましたように、これまでの安全神話を崩壊させ、原子力発電に対する国民の安全、安心を根底から覆したものであり、これにより浜岡原子力発電所の停止要請や欧州のストレステストを参考にした原子力発電所の安全評価導入による安全性検証のため、全国に所在する54基の商業用原子力発電所のうち、現在46基が停止しており、再稼働のめどが立たない状況になっております。

また、国においてはこの原子力事故を受け、エネルギー基本計画や原子力政策大綱の見直しについて議論が開始され、来年夏ごろまでにはその方向性が示される予定にあると伺っております。しかしながら、エネルギー自給率の低い我が国にとって原子力は必要不可欠なエネルギー源であり、再生可能エネルギー等とのベストミックスによって今後も利用されていくのではないかと認識しております。

事故以来余り話題とはならなかった地球温暖化防止対策に関する報道が徐々に多くなってきており、休止している原子力発電の代替としてエネルギーを確保するため、運転を取りやめた火力発電所の再開や増設が行われて、これらの稼働により多くの温室効果ガスが排出されているとのことであります。

この地球温暖化防止対策としても有用である原子力の利用は、安全を第一義に進められるものとの認識にあります。当市に建設が進められている使用済燃料中間貯蔵施設につきましても、今回の

大震災や原子力発電所事故を教訓とした安全対策が図られておりますが、事業者にはさらに日々安全対策の向上を求めるとともに、市といたしましては市民の安全、安心をさらに高めるため、周辺町村と一体となった防災対策を鋭意検討しているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、中間貯蔵施設への法定外課税の検討状況と今後の対応策についてお答えいたします。まず、検討状況についてであります。平成12年の地方分権一括法の施行により、法定外税の創設について拡充が図られたことから、これまで多くの自治体でその導入についての検討が行われてまいりました。当市では、使用済燃料中間貯蔵施設が建設されるに当たり、防災意識の啓発とともに、地域のライフライン整備及び原子力関連施設との共生による地域振興策など、今後の安心、安全対策に必要な財政需要に対する財源確保を目的に、当該施設に貯蔵される使用済燃料への課税を検討するため、平成20年6月、庁内に新税創設事業推進プロジェクトチームを発足させております。

プロジェクトチームでは、新税創設に係る諸問題の解決や課税の研究を行い、平成21年11月に課税条例等の素案を作成、その後事業者に対して概要を説明するとともに、昨年8月の貯蔵建屋の本体着工以降はトップレベルによる本格的な協議、交渉を行うなど、平成24年7月の操業開始に伴う課税に向けて鋭意努力を重ねてきたところであります。しかしながら、ことし3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、本体工事の休止状態が続いており、客観的に見て、操業開始における出ることが予想されることや、国の原子力政策の基本方針となる原子力政策大綱の方向づけ等もまだ不透明な状況から、事業者との具体的な協議、交渉も一時中断せざるを得ない状況となっております。今後事業者とは相互理解を最優先に、

担税力の再確認等事故に起因するさまざまな課題について協議検討を重ねてまいりたいと考えております。

次は、操業開始時期がずれ込むことにより、財源確保に与える影響と対応策についてのご質問であります。ただいま申し上げましたように、原子力政策の見通しが不透明な状況にありますことから、当該施設に係る独自財源を確保できるかどうかは、もう少し今後の状況を見据えなければなりません。いずれにいたしましても、本施設を誘致した経緯を踏まえ、持続可能な財政基盤を確立することは、むつ市の将来、いわゆるネクスト50を見据え、極めて重要なことであることは言うまでもないところであります。

さきに青森県知事に対して行われた青森県原子力安全対策検証委員会の報告では、使用済燃料中間貯蔵施設について、国が今回の緊急安全対策の対象外とした対応に問題はないとのことであり、安全性の確保を第一義としながら、早い機会に工事が再開されることを強く望むものであります。

また、工事再開にとらわれず安全対策を推進していくことは、下北半島地域全体の総意として喫緊の課題であります。このことから、去る10月18日、青森県知事に対し避難道路や港湾等の基盤整備、海路や空路等を含めた多様な避難経路の確立等のほか、各市町村においても必要な対策事業が円滑に実施できるよう、国及び県からの財政支援についても7市町村長一丸となり要望を行ったところであり、知事からは県としても避難道路の整備促進等に取り組むとともに、交付金制度の創設については重く受けとめ、具体的な検討に着手するよう事務方に指示したいと前向きな回答をいただいたところであります。

今後につきましても、国、県の原子力政策の方向性や事業者の建設再開に向けたスケジュールを注視し、適切に取り組んでまいりますので、議員

各位におかれましても一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、防災対策についてのご質問にお答えいたします。まず1点目、防災計画の見直しの策定見直しについてであります。市の原子力防災計画は、東通原子力発電所の事故を想定した防災計画であり、これまでの国の防災指針に基づき、防災対策重点地域の範囲を発電所から10キロメートルの圏内としたものになっております。現在国の防災指針等について見直しが行われておりますが、この指針等に沿って県及び市の原子力に係る防災計画を策定しておりますことから、指針等が変更になれば、当然ながら市の原子力防災計画も見直しが必要となります。

今回の原子力発電所の事故を踏まえ、防災対策を重点的に実施する地域の見直しについて、原子力安全委員会の作業部会において合意が得られた段階であり、防災指針等が正式に示されるまでにはいましばらく時間を要するものと思われま

す。このようなことから、現時点では市の原子力防災計画の見直しの時期について言及することは控えさせていただきますが、国の防災指針が示されれば、県との整合性を図りながら速やかに見直し作業に入りたいと考えておりますが、事前の資料収集等についてはできるものから進めてまいることとしております。

次に、2点目の原子力災害発生時の実効性ある緊急避難対策は可能かについてであります。原子力災害時の迅速な避難において最も重要なことは、住民に対する情報提供と計画的な避難にあると考えており、そのためには優先して避難させる地域の選定、避難の際の避難道路、避難経路及び避難所の確保が重要なものと考えております。市では、住民に対する正確な情報提供等避難誘導をスムーズに行うため、優先して避難させる地域を選定したうえで、町内単位ごとに避難させること

を想定しており、30キロメートル圏内の町名及び人口割り出し作業を進めておりますが、5万人以上に達する市民をいかにスムーズに避難させるかは、警察や消防、自衛隊などの関係機関との事前の十分な協議、検討が必要となるものであります。

また、避難道路及び避難経路の確保につきましては、避難道路の整備等を下北半島7市町村で構成する原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議において研究協議を重ね、去る10月18日に県知事へ要望しているところでありますが、下北半島全体が孤立した場合に懸念される避難先につきましても、海路、空路等により津軽方面あるいは北海道方面を想定しております。さらには、去る10月4日に実施した総合防災訓練では、東通原子力発電所で原子力災害が発生し、道路の通行が遮断されたことなどを想定した海上自衛隊の船舶を活用して海路で避難する訓練を実施しており、万が一の原子力災害に備え、住民を迅速に避難させることを第一に考え、可能と思われるあらゆる対応策を講じていくこととしております。

今後原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議に新たに加わった野辺地町を含めた8市町村、自衛隊、警察、海上保安部、消防等の防災関係機関が一体となる枠組みを形成し、さらに実効性のある避難対策につきましても、広域的な観点から協議研究をしてみたいと考えております。

次に、3点目の情報等の周知対策として端末機等を全世帯に設置する考えはないかについてであります。現在市では防災行政用無線、防災メール、エフエムアジュール放送等を活用し、市民にさまざまな方法により情報を提供しているところであります。中でも防災行政用無線は、市からの行政情報や緊急情報、あるいは町内会からの各種広報等、市民生活と密接に結びついており、特に災害時においては避難勧告や避難指示の発令及び解除、避難所の開設に関する情報、ライフラインに

関する情報等、市民の安全、安心に直結する極めて重要な情報を提供する媒体であります。

防災行政用無線の放送内容が聞き取りにくい、いわゆる難聴区域の解消に関する要望は、以前から寄せられておりますが、その原因といたしましては、住宅の高気密化、住宅地の拡大、機器の老朽化等が挙げられます。市では、これらの要望に対し、防災行政用無線設備の新設、移設及び修繕あるいはスピーカーの種類の変更や向きの調整、さらにはテレホンガイドの活用、エフエムアジュール等により対応しているところでございます。

議員ご指摘の端末機は、各世帯に設置する戸別受信機であろうかと思いますが、戸別受信機は家庭内や施設内において、防災行政用無線放送を受診、拡声できる装置であり、災害時等において停電が発生した場合でも乾電池のみで作動することから、情報の周知という意味においては非常に有効な設備であります。しかしながら、この戸別受信機を市内全域で一体的に運用するためには、現行のむつ、川内、大畑、脇野沢の4地区の防災行政用無線に係る周波数の一元化及び機器のデジタル化が不可欠でありますことから、戸別受信機の全世帯設置については、整備方法、経費等を慎重に調査、研究していかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

3点目の選挙事務につきましては、選挙管理委員会からご答弁いたします。

次に、県立田名部高等学校大畑校舎の存続についてのご質問にお答えいたします。初めに、県に対するこれまでの経過と今後の見通しについてであります。昨年2月のむつ市議会第203回定例会におきましても同様のご質問があり、その際お答えしている部分と重複することをご了承いただきたいと存じます。

県立田名部高等学校大畑校舎につきましては、平成20年8月に策定されました県立高等学校教育

改革第3次実施計画において、むつ下北地区の少子化による人口減少を背景に適切な教育環境を整えるとのことから、平成25年度に生徒募集を停止し、平成26年度末を持って閉校するとの内容が示されたところであります。私としましても、この大畑校舎の閉校問題を重く受けとめており、むつ市のみならず、下北地域全体の問題ととらえ、下北総合開発期成同盟会として県に対する重点要望に組み入れ、下北地域一丸となって要望活動を展開してきたところであります。

この要望は、平成17年度に川内高等学校と大畑高等学校の存続について新規に要望したものであります。第3次実施計画において大畑校舎の閉校問題が明るみに出てからは、大畑校舎の存続に絞り、継続して要望を行ってきているところであります。

現状では、下北地域における中学校卒業予定者数は、第3次実施計画に示されておりますように減少傾向で推移しており、数字的にはかなり厳しい状況と認識しているものの、実施計画には生徒の入学状況等により実施年度を変更することもあり得るとされております。どのように変更するのか、その内容は不透明ではありますが、この状況を打開するには、大畑校舎PTAを初めとする地元関係者の方々が声を上げ続けるとともに、閉校の要因となっている入学志望者の減少を食い止め、志望者の増加につながる機運づくりが重要と思うところであります。

下北総合開発期成同盟会といたしましても、引き続き県に対する重点要望としてまいる所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 日時議員のご質問にお答えします。

まず、選挙事務についての1点目、投票率向上

に向けたこれまでの対応策と今後の課題と対策についてであります。議員ご承知のとおり、国政、地方を問わず選挙の投票率が低下傾向にあり、問題視されて久しい状況にあります。この原因とされる確たるものはございませんが、報道などによりますと、政治への不信感、政治家に魅力がなくなっている、若者の政治離れ及び選挙の教育が余りなされてこなかったなどではないかと言われており、これに対する特效薬が見つからない状況で、国及び各自治体はさまざまな対策を講じてきているところでありますが、一向に改善の兆しが見えていない状況にあります。

さて、当市の投票率向上に向けた取り組みについては、市政だよりでの周知、選挙公報の発行、エフエムアジュールでの呼びかけ、防災行政用無線での周知、報道機関への選挙情報の提供、入場券の発送及びその入場券に期日前投票の宣誓書を印刷することで期日前投票を容易にできるようにするなど、有権者への投票意識を高めるための方策を講じております。

また、期日前投票所を本庁舎、各分庁舎に設け、投票時間を夜8時までとしていることや、むつ市明るい選挙推進協議会のご協力をいただき、市内7店舗の前で街頭啓発活動を選挙時ごとに実施するとともに、市内13店舗にお願いし、店内放送を通じて、来店された方々に呼びかけもしていただいております。

さらに、実際に使用している投票箱や記載台を学校に貸し出し、生徒会選挙などで使用していただくことで投票意識の醸成を図ることも行っております。

課題は投票率向上ですが、いかに有権者の皆さんが持っている投票する権利を行使していただくに左右されますので、地道ながらそれに向けた取り組みをこれからも推進していくことで投票率の向上につなげてまいりたいと考えておりますの

で、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、今回の市議会議員選挙における投票率64.6%が過去最低の投票率となった感想についてですが、選挙区が廃止された初めての市議会議員選挙であり、期日前投票をした方が前回と比べてかなり伸びていましたので、このまま投票率も伸びてくれればとの思いがありましたが、選挙が続けば投票率が下がるというこれまでの経過があるようで、その悪いほうの結果になってしまったことにつきましては、大変残念な思いであります。

先ほども申し上げましたが、選挙管理委員会といたしましては、今後も引き続き投票率の向上に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の開票時間短縮のこれまでの対応策と今後の課題と対策につきましては、選挙管理委員会事務局長から答弁いたします。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（成田晴光） 選挙事務についてのご質問の2点目、開票時間短縮のこれまでの対応策と今後の課題と対策についてご説明いたします。

開票時間につきましては、平成19年と本年度執行されました県議会議員選挙、県知事選挙、市長選挙、市議会議員選挙のすべてにおいて25分から8分ほど短縮されております。この短縮された要因は、各選挙ごとに開票事務責任者の打ち合わせ会を数回ほど実施しており、前回の開票作業において、どの作業に問題があったかなどの反省点をすべて洗い出し、さまざまな対策をとってきた成果と理解しております。

また、疑問票を決定するためかなりの時間を要することから、このことにつきましても打ち合わせ会を開き、凡例等に基づきどのパターンが有効か、無効か取り決めしておくことで、開票時に迅速に仕分けができるよう努めております。

ちなみに、平成19年の市議会議員選挙でのむつ選挙区と本年10月の市議会議員選挙との開票時間を比較しますと、前回のむつ選挙区の候補者が24人であり、選挙区を廃止した今回の候補者が30人であったこと、また投票者数が約7,000票多かったことにもかかわらず、8分ほど短縮しております。

今後とも時間短縮に向けた取り組みは実施してまいります。見直しをしなければならないところは大部分見直しをしてきておりますことから、今後は若干の時間差で推移するものと考えております。

また、開票において大切なことは、選挙の結果を地域住民に速やかに提供することです。まずは正確な開票が求められておりますことから、今後も正確な開票と開票結果の速やかな情報提供をあわせて考えてまいりたいと思っております。

なお、今回の市議会議員選挙における午後9時30分現在の第1回目得票状況の発表が全候補ゼロ票になった理由につきましては、発表する票の数を確定するために開票した票を点検、計数、集計という作業をいたしまして、500票の束にしたものをそれぞれ選挙立会人10名と選挙長を含めた11名の方から確認をしていただいた後となります。9時30分現在で確認を終えた票の束がなかったことから、ゼロ票で発表いたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。時間が迫ってきておりますが、何点かについて質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど均衡ある発展という部分については、これまで以上に私が理解したのは、市長答弁の中で意を体して均衡発展に努力していく、このようなことでの受けとめ方をいたしました。これまでも

努力をしていただいているというふうなことで認識はするわけですが、具体的な部分でいきますと、旧町村が過疎地域に指定をされている、既に過疎計画が樹立されている、そしてまた合併から10年間の合併特例債、有利な起債であります。この2つの部分が計画どおりというか、実施できないで来ているというような状況、私はここは一般財源が確保できないという財政上の理由が大きなウエートを占めているのではないかと、このように思うわけでありまして。

市長は、先ほどの答弁の中で自主財源の確保というものについては税収の向上も含めて努力をしていくというふうなことでの趣旨答弁であります。過疎債についてもそうでありまして、特に合併特例債等を含めて平成26年から平成27年、現計画がもう差し迫って、3年ないし4年でこの計画を、どう実施率を高めていくかという問題であります。そういうことで、再度お聞きしますが、自主財源の確保をどのようにして、そして過疎計画、合併特例債の活用という部分についてどう図っていくのか、具体的な見通し等も含めて決意を伺いたしたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 過疎計画等の計画に当たりまして、その一般財源の確保をどのように図っていくのかというふうなお尋ねでございました。この部分につきましては、先ほど市長答弁の中で市税等の確保、それからさまざまな行財政改革を推進していく中で地道にその財源の確保を図るといような答弁を申し上げたところであります。また、議員ご承知のとおり、ご質問にありましたけれども、独自の税の検討というのもその一つの方策であろうかと思っております。

財源の確保と申しますのは、なかなかこの自治体におきまして、一朝一夕にはいかないというのが実のところでありまして、全国どこの自治

体でも一つの悩みであろうかと思えます。

先ほどの答弁に尽きるわけでございますけれども、地道に税におきましてはさまざまな徴収対策で徴収率の向上に努める、あるいは事業等の推進につきましては、議員のその過疎計画、それから長期計画の実施計画等の計画的な実施というものはあるのですけれども、財源を見ながら、あくまでも選択と集中により、その実現を計画的に図っていくというふうなことになるかと思えます。

議員ご要望のその過疎計画の完全実施といえますか、できるだけその要望にこたえていただきたいというものは私どもも重々承知しているところでありますので、自主財源の確保にこれまで以上に努めながら、過疎計画の推進、計画の実施に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 財務部長から答弁がありましたが、私は置かれている状況からしますと、特に本市の今後の財源的などうか、財政見通しというのは相当厳しい状況ということについては、市長答弁にもありましたが、私もそういう認識はしています。特にむつ総合病院含めた診療所の不良債務の解消、大きな財源を必要としておりますので、そういう点も含めたときに、しかし一方ではそれぞれの地域の発展という部分について、ハード面の部分についてぜひとも優先順位を計画していただいて、財源を確立して実行していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

さて、次は原子力の安全対策の部分であります。先般8日に宮下市長も出席しておりますが、県の原子力安全対策検証委員会報告に対しての市町村長会議を開催しているわけであります。県の工事再開等々含めて、これについては大宗異議がなかったという報道がされているわけではありますが、先ほどの市長答弁含めて、我がむつ市の周りには原子力施設が多く来ているわけであります。そう

というような面を市民の安全、安心を確立する、こういう観点で考えた場合に、5月に設置された国の事故検証調査委員会の結果が年度内にということで進められておるようでありまして、今月8日に国会で設置をされた事故調査委員会、これは来年6月をめどにということで進めていくというような状況にあるようであります。これは、国策としてやってきた原子力政策でありますから、私は国のこの動向という部分についても注視をしながら、そのことによって我がむつ市としてどうあるべきかという点を結論を急ぐ必要はないだろうと。こういう点で、ぜひともそういう方向で今後進めていただくことを時間がありませんから要望しておきたいと思えます。

それで、原子力政策の部分であります。今回の福島第一原子力発電所の事故に遭った福島県の南相馬市の桜井市長は、本年度の電源三法交付金の申請を見送っております。それにもかかわらず県などの義援金の配分の対象になっていない30キロ圏外の世帯にも市独自で義援金を配布をして、そのために予算計上したのが8億4,000万円だそうです。さらに、桜井市長は、「交付金はまきえさみたいなもの、受け取りという既成事実ができてしまうとやりたいことも言えなくなる。今回これほど原子力発電所事故の被害が深刻化しているのに、関係首長から大きな声が上がらないのは、そういうことだと思います」と。南相馬市の人口は、現在7万1,560人です。原子力発電所事故で屋内退避指示が出されたことから、多くの市民が市外に退避し、一時は人口が1万人まで減ったそうですが、最近各地に散っていた人たちが再び集まって、もう一度地域を立て直すのだということを誓い合って、多くの観光客を集める相馬地方の国の重要無形民俗文化財「相馬野馬追」を、規模は縮小しておりますが、開催されている。桜井市長は、そのような市民の姿に

勇気づけられたとも言っているわけであります。

どうでしょう、市長。私は原発事故で直接被害を受けた南相馬市に学びながら、法定外課税を見直す考えを導くべきだということも、これも時間がありませんから、要望にしておきたいと思いません。

次に、防災対策についてであります。実は11月11日に県からむつ市にも公文書が出されていると思いますが、安全、安心支援サービスモデルシステム意見交換会が開催されております。これに我がむつ市から参加しているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（山本留義） 申し合わせの時間が過ぎましたので、簡潔にお願いします。総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいま議員おっしゃいましたその公文書については、市のほうには届いておりませんので、参加もしていません。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 済みません。わかりました。これは先ほど演壇で質問いたしましたが、安全、安心ということで最近のモデル的な機会を各自治体というふうなことで、業者と提携しながら、全市町村に普及をしていくという中での県の事業として開催したというようなことで、後でこの辺については調査をお願いしたいと思います。

最後になりますが、要望であります。この防災の安全、安心という部分については、既に今年9月に佐井村が全戸に設置をしているようであります、端末機を。我がむつ市でも先進的な状況としては、旧川内町が平成15年から平成17年、3カ年で合併前に全戸に設置をしています、防災無線以外に。こういうようなことで、ぜひとも具体的な検討をして、特に高齢化が進んでいる状況の中でひとり暮らしの高齢者の世帯、高齢者だけの世帯が多くなってきていますから、そういう点でぜひとも具体的な安全、安心、こういう点をつくって

いくために努力をしていただきたいということをお願いしながら、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山本留義） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎川下八十美議員

○議長（山本留義） 次は、川下八十美議員の登壇を求めます。5番川下八十美議員。

（5番 川下八十美議員登壇）

○5番（川下八十美） 地震、雷、火事、おやじ。地震、雷、火事、おやじとは、昔からよく言われてきたことであります。2011年、平成23年は、この地震に始まり、地震のことで年が暮れてしまうのではないかと心配しておる一人であります、来る年はたつ年、私は昭和15年たつ年生まれ、昇り竜にあやかって、来年こそ日本国にとって、特に被災者の皆さんやむつ市の皆さんによりよい年でありますように心からお祈りをしておる一人であります。

幕末や明治維新、いつの時代でも新しい日本の夜明けをもたらすのは青年の熱い使命感と情熱でありました。今から700年前には、かの日蓮大聖人は、生命、命というものを見きわめて、「我日本の柱とならむ、我日本の眼目とならむ、我日本の大船とならむ」との大金言を提唱されたのであります。

高杉晋作、24歳にして長州藩士として活躍され、残念なことに若くして肺炎を患い、27歳でこの世を去りました。全く英雄でありました。

伊藤博文しかり、27歳で兵庫県知事となっておりますし、よし悪しは別として、あのカダフィ大佐、27歳で奮起したと言われておるのであります。

(「私も27で議員になった」の声あり)

○5番(川下八十美) 私は、そのとおり27歳で市議会議員にさせていただきましたが、足元にも及びませんけれども、しかし私はこのむつ市を愛し、我がふるさとをこよなく下北と一緒に何とかしなければならぬという一つの信念から、自分の生まれ故郷である二又部落に、その地に骨を埋める覚悟で選挙権を有する3カ月前に帰省して、それまでは何の実績もなく、あるとすれば若さと、もう一つむつ市の人口を今の女房と、かといって前に女房があったわけではありません。私は、2人で2票ふやして、この2つでもって選挙に臨ませていただいて、初当選をさせていただいたのであります。

静かに考えてみますれば、直接間接市政に参画すること足かけ45年。ところが、その若さでもって猪突猛進ばかりしてまいり、考えてみれば、波乱万丈の人生を送ってきたと言っても決して過言ではないのであります。特に私は、4年前の議長選挙での不祥事にかんがみまして、まことに市民の皆さん方に申しわけはありませんでしたけれども、9期目とはいえども、しかし私は7カ月をもって議員をきっぱりと辞職させていただいて、そして私自身の71年間の人生のうちで、最も不徳のいたすところであったし、さらにまた最低最悪の事態であったことは言うまでもないのであります。

しかしながら、私はどんな逆境の中にあろうとも、泥沼のどん底に落ち込み、はい上がる道がいかに険しいイバラの苦難の道であろうとも、継続は力なり、継続は力なりをモットーに、我が道をまっしぐらに邁進する、すなわち政治の道一筋に

生きるというこのかたい政治信念と、最後まであきらめずに、あすに向かって強く人生を生きる。私の両親である、私を産んでくれたアバ、ダッダから受け継いだれにも負けない私の持ち前の根性だけはみじんも揺らぐことは断じてなかったのであります。

そして私は、生前ご指導を賜ってまいりました川内町蛸崎の山本珍石先生のだるまを後援会のパンフレットに使用させていただきました。経験と発言力を生かし政治の道一筋に生きる、私の長年の願望であり、男としての初心を貫徹するがために、10回目の挑戦をさせていただいたのであります。その結果、幸いにして私という人となり、人間なりをご理解賜り、たび重なる選挙、県会議員の選挙も入れると14回目でありました。にもかかわらず、私をご支持、ご支援していただいた市民の皆様方によって、このことはきっぱりときれいに洗礼をさせていただいたのであります。

そして私は、再び晴れてこの壇上から宮下市長とともに市政全般にわたって議論できますことは、私の全身全霊での喜びであり、この機会をお与えいただきました市民の皆様方に改めて、重ね重ね、心のしんより深く深くお礼を申し上げさせていただく次第であります。本当にありがとうございました。

こうして再登板できました私は、気がついてみれば苦節45年、最年少議員が何と最年長議員になっておるではありませんか。七転び八起きの人生、一方宮下順一郎市長さんは、市長としての目に見えない内面での苦勞は数知れないほどあろうかと推察はできますが、失礼ながら順ちゃん、名前のおり順風満帆の人生、この相對するそれぞれの立場で記念すべきむつ市議会第210回定例会に当たり、今回私は市政の基礎である市長の政治姿勢と原子力行政について、私の選挙公約、はっきりイエス、きっちりノーと、よく言われるカメの

甲より年の功という立場から一般質問を試みるものでありますので、どうかひとつ市長におかれましては、腹を立てず、怒らずに、建設的なご答弁をご期待しておく次第であります。

市長の政治姿勢についての第1点目は、民主政治の基本である司法、行政、立法の三権分立のうち、行政と立法、すなわち行政と議会との関係について基本的な考え方をお聞きしておきたいのであります。

具体的質問に入る前に、この質問事項と関連がございますので、はなはだ僭越ではございますが、一言苦言を呈しておきたいのであります。それは、全く同じことを4年前にもご指摘しておったのでありますが、10月31日の私が臨時議長を務めさせていただいたむつ市議会第148回臨時会において、市長のごあいさつを謹んで拝聴させていただきました。率直に言わせていただきますが、内容はすこぶる立派で、しかも豊富ではございましたが、対議会に対する対応としては、いささか不足があり、不親切であったと言わなければなりません。なぜならば、市長自らは原稿を用意されてごあいさつをしておったのでありますが、私をして言わしめるならば、臨時議会とはいえ、私たちが改選をした初めての議会でございますので、いわばこのあいさつ文は所信表明演説と言ってもいいあいさつであります。ですから私は、きっちりとこのあいさつ文はプリントして提出すべきであったと思っておるのであります。

私は、その後代表者会議において、山本議長を通じて、そのプリントの提出を求めて、現在は私たちの手元にはございますが、市長、議会から要求される以前に私ならば議会に提出することが、これこそ議会と行政との正しいあり方ではないでありましょか。行政の最高責任者である市長の気配り、親切というものではないでありましょか。どうであります、これから市長を支える

新しい新谷副市長さん。

さて、質問の本旨に入りますが、これも4年前に私は初議会でありますからご質問をいたしておりましたが、前段で申し上げましたとおり、10回目の当選とはいえ、私は初心に立ち返って、今と昔の歴史に区切りをつけて、これからだという気持ちでこの議会に臨んでおりますので、まず最初に礼儀として市政の基本である行政と議会の関係について、お互いにどういった形こそが最も理想的な形態であると言えるのか、いま一遍市長の考え方をお聞きしておきたいのであります。

次に、第2点目は、過去の議会において提案されたり、あるいは提言され、議会で可決された決議、請願等の取り扱いについてであります。私自身過去において提案した事項もかなりございますが、特にその一つ、先日開催されたこども議会は引き続き実施されており、私も傍聴させていただきましたし、大変うれしくも思い、またご期待もし、そして感謝もしておるところであります。だが、一つ二つ確認をしておきたいことがございます。

まずその1つ目は、むつ市議会第192回定例会での議員提出議案第2号 清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議についてであります。このことは、選挙管理委員会の所管かもしれませんが、当時合併した脇野沢、川内、そして大畑の在任特例議員、合わせて61名中49名のご賛同をいただいて、私が提案者となり、提案したその際は何らの異議もなく、いまだかつて我がむつ市の議会史上一度もなかった都市宣言として、本決議が採決、決議されたのはご承知のとおりであります。にもかかわらず、4年経過した今日今なお、その目標名題である標識が新しい市役所の内外を問わず、どこにも見当たらないのでありますが、一体どういうことでありましょか。これからでも、たった今からでも遅くありません。今後どう取り

扱ってくださるのかお伺いをいたしたいのであります。

次に、むつ市議会第207回定例会でのむつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願についてであります。このことにつきましては、私自身直接議会に参画していなかったことでもあり、請願の趣旨あるいは所管の常任委員会での審査の経過や結果についてとやかく云々する立場ではないことは承知いたしておるつもりであります。しかしながら、議事録をひもといてみますると、請願そのものは半田義秋議員の紹介のもとで上程され、付託された民生福祉常任委員会では不採択となり、むつ市議会第207回定例会本会議においては採択となった異例中の異例の請願とはいえ、その現実には直視しなければなりません。私は、ごみ問題は単なるごみとして取り扱っては断じてならぬと思っておるのであります。

私の仲間であり、私が遊説隊長を務めた東京都の石原慎太郎知事は、我がむつ市にも応援にやってきてくれました。彼は、勇気と英断を持って震災での瓦れき処理を率先して引き受けられたのであります。立派であります。

一方、東京都の小金井市の市長さんは、4月に当選したにもかかわらず、このごみ問題について不用意な軽率な発言、その一言で辞任をしなければならなくなってしまい、去る11日告示、18日投票の、きょう、その再選挙の真ただ中であることを何よりもそのことが物語っておると言えるのであります。

しかるに私は、むつ市議会第207回定例会から8カ月余り経過した今日、何らの具体的な対応策が請願者に届いていないということも聞き及んでおり、この事態を心から憂える一人であります。もはや来年度の予算編成の時期でもあり、入札方法など、請願者と今後どう話し合いをして取り組んでいかれるのか、何よりも請願そのものをどう

取り扱うのかお伺いをいたしたいのであります。

最後に、原子力行政について質問をいたします。原子力行政につきましては、私が昭和42年に市議会議員に初当選したとき以来、あの原子力船「むつ」の時代から真剣に取り組んできた政策課題の一つであります。いろいろと質問をしたいことがたくさんありますが、今回は処女質問でもあり、持ち時間の関係から、緊急を要するむつ運動公園野球場工事にかかわる放射性物質についての1点に絞ってお伺いをいたしたいのであります。

まず、冒頭に申し上げたいことは、市長、この問題は一体どうしたことでありますかと私はクエスチョンマークを幾つもつけたのであります。宮下市長は、早稲田の政経を終えられて、石橋をたたいて渡る人と思っておりましたが、この件に関してだけは、私はイエスとは言えず、はっきりとノー、しかも厳しく言いたいののであります。

そこで、初日、2日と一般質問でも各議員が取り上げられておりますけれども、申しわけありませんが、私の今日までの受けとめ方としては、理解はできても納得できる回答にはなっておりません。私自身、科学者でもなければ、ましてや物理学者でも、地質学者でもございませんので、シーベルトとかベクレルなど、放射能のセシウムといった専門的なことは余り詳しくは存じませんが、要は1つに市民の安全、安心のために、まずその不安を解消すること、2つに、放射能を含んだ土を一体これからどうするのか、3つに、市長が「こどもはむつ市のたから」と言うのであれば、約1年間にわたって使用不可能にしておるあの野球場を、一日も早くかわいい子供たちのスポーツ振興のために使わせてやる方法を考えること、この3点に尽きるのではないかと思うのであります、いかがでございますか。

私は、今日までの経緯を踏まえて、率直にこの件に関しての具体的なご答弁をお願いする次第で

あります。市長、あなたの答弁次第によっては、私なりに解決策を用意いたしておりますので、私は再質問を留保しておきたいのであります。

以上、壇上からの質問といたしますが、建設的なやじとご清聴を心から感謝を申し上げまして、壇上からの私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 川下議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についての第1点目、行政と議会との関係において、その基本的考え方についてのお尋ねにお答えいたします。地方自治制度についての基本的規定は、言うまでもなく憲法第92条から95条までの4条に規定されております。そこには、地域の運営が住民の創造と責任において行われ、国家から独立した団体、具体的には地方公共団体によって処理されることを揺るがない原則としております。さらに、地方公共団体には議会が設置され、地方公共団体の長及び議員が住民による直接選挙によって選出されることが定められております。

このように、地方公共団体は執行機関の市長と議事機関である議会が全体として地方自治体の自治権の最高機関となっており、二元代表制と形容されるゆえんであると考えております。つまり議会は首長と対等の機関として自治体運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し、評価する機能を果たしながら、ともに地域社会を牽引する機関と認識しております。

私は、市議会議員を3期務めさせていただき、そして市長として2期目であり、その2つの立場を経験させていただいているわけでありましたが、この執行機関と議事機関の協調なくして住民の福祉の向上はあり得ないと実感しております。

市長としての1期目では、財政再建を基軸としながら、特に庁舎移転という大事業を実現する局面において、住民投票条例案の取り扱い等も含めた議会での論戦を通じ、地方自治のありようと二元代表制の意義を改めて考えさせられたところがあります。それは、やはり原点に立ち返り、地域の運営は住民の創造と責任において行わなければならないということであり、二元代表制によるこの市長も議員も市民の信託を受け、選ばれたわけでありますから、市民に基軸を置き、ともに市民生活を支える両輪の立場にあるということでもあります。

議会においては、議会基本条例の制定に向けた検討をされていると伺っておりますが、私ども執行機関においても、第5次行政改革の中で、これからの地方自治における市民との関係を掘り下げながら、自治体憲法とも言われる自治基本条例の制定要否について検討することとしております。これからの自治体経営のあり方の基本方針を定めることを検討している今こそ、ともにむつ市の将来像を共有し、基軸を同じくして、真の地方自治実現のため邁進していく必要があるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の議会で可決された決議、請願の取り扱いについての第1点目、むつ市議会第192回定例会での議員提出議案第2号 清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議については、選挙管理委員会から答弁をいたします。

次に、むつ市議会第207回定例会でのむつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願についてであります。本請願については、市議会において採択された請願であることの重要性をしっかりと認識しつつ、市のごみ処理行政において根幹の一つであるごみ収集運搬体制にかかわることであり、またその一端を担う収集運搬業務委託業者の皆様が加盟している組合からの請願であります。

で、市としても慎重に取り組まなければならないものと認識しております。その趣旨を踏まえ、現行法的な課題の有無、また人口の減少等によるごみ排出量の減少などといった今後想定されるごみ処理を取り巻く情勢の変化など、中長期的な視野に立った検討とともに、委託業者の皆様様の経営の安定化といった事項について、さまざまな角度から検討を重ねているところであります。

一般廃棄物の収集運搬業務につきましては、これまで市議会における議論に加えまして、市民の皆様からも多くのご意見が寄せられております。特に入札方法に関しましては、委託業者の皆様からもさまざまなご意見が頻りに寄せられているところであります。今やごみの収集業務は、市民生活に欠かせない重要な行政サービスの一つであります。それだけに市民の関心も高く、ご意見やご要望等につきましても多岐にわたるものとなっております。今後十分にそしゃく、消化してまいりたいと思っております。したがって、むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願に対する市としての考え方につきましては、今はまだ集約できていない段階でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、原子力行政についてのご質問の野球場工事に係る放射性物質が混入された経緯、現状と対応についてのお尋ねであります。むつ運動公園野球場の改修工事は、昨年11月より行ってきたものであり、本年度に入り既に内野混合土の入れかえ舗装及び外野張り芝の敷設を終えた状態でありましたが、去る6月13日に宮城県企業局より、むつ運動公園野球場改修工事に使用された土壌改良材に放射性物質が含まれている可能性があるとの連絡があり、翌日に土壌改良材を生産した業者等により、野球場内及びその周辺の放射線量の測定を行ったところ、野球場周辺においては1時間当たり0.04マイクロシーベルトであったのと比較し

て、野球場内の一部においては1時間当たり0.47マイクロシーベルトという高い数値が確認されました。市としては専門的知見を得て、科学的根拠に基づいた判断をするため、工事の一時中止をし、専門機関へ調査、分析を依頼したところがあります。その結果、内野混合土の放射能は、最大値でセシウム137が1キログラム当たり1,000ベクレル、セシウム134が1キログラム当たり890ベクレル検出されております。

また、野球場の利用形態による健康面への影響については、問題とならないとの専門家の意見をいただいたところであります。しかしながら、市民の皆様のご心配を解消して安心して野球を楽しむていただくためには、放射能を含んだ土と張り芝は撤去し、新しいものに入れかえるべきとの判断とともに、野球場への立ち入りを禁止、野球場からの土と芝の飛散防止のためシート覆いをしたものであります。その後来シーズン中の供用開始を目指して効率的な復旧工事を実施するため、専門家の意見を伺いながら撤去運搬方法、運搬先での処理方法等について分析と検討を繰り返しているところであります。特に撤去した土と芝の処理につきましては、安全と安心を最大限確保するための方策について、県の担当部署の指導、助言を仰ぎ知見を積み重ねているところであります。

しかしながら、ここに来て中村正志議員のご質問にもお答えしておりますが、放射性物質汚染対処特別措置法の施行に伴い、汚染された土壌等の処理基準が今年度中には示される公算が高くなっておりますことから、現在検討中の処理方法と照らし合わせ、慎重に対応したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 川下議員の

ご質問にお答えします。

平成19年6月開会のむつ市議会第192回定例会での議員提出議案第2号「清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議」についてのご質問の目標名題「清く、明るく、正しい選挙宣言都市 むつ市」を本庁舎の市民の目に触れる場所に明示するべきでないかとのことについてであります。選挙を管理、執行する選挙管理委員会といたしましては、可決された決議については議会の意思を対外的に表明するもので、政治活動や選挙運動をする候補者の根幹をなす内容であることから、大変重要な決議であり、最大限尊重しなければならないものであると認識しているところであります。

議員ご承知の明るい選挙推進協議会というボランティア組織は、当市を含み県内各市町村で組織され、青森県明るい選挙推進協議会と連携をとりながら明るい選挙の実現に向けて活動しております。その明るい選挙とは、買収、供応などの選挙犯罪や義理人情などによるゆがんだ選挙を排し、公明かつ適正に行われ、有権者の意思が政治に正しく反映される選挙であると定義しているものであります。

そして、明るい選挙を推し進めるため、婦人団体、青年団体、社会教育団体などが協力し、明るい選挙推進運動を行っておりますが、この明るい選挙推進運動の中には決議されました清く、明るく、正しい選挙を実現しようとの趣旨を含んでいることと、決議された当時、杉山前市長が急逝され、その後市長選挙や市議会議員選挙などがあり、協議、検討されないまま今日に至っているものと思われる。

当委員会といたしましては、決議されてからまさに4年以上を経過しておりますものの、目標の名題の掲示については、むつ市として宣言する内容になっていることから、市長部局とも十分協議の上、今後の対応について検討してまいりたいと

考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じません。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私の持ち時間の関係もありますので、1と、その1の2については一言ずつだけ申し上げて要望にしておきまして、2と3のほうについて主軸を置いて質問したいと思いません。

1番の行政と議会との関係であります。全く市長、そのとおりでありまして、市長も直接選挙によって選ばれてまいりました。私たちも直接選挙によって選ばれてまいりました。私も初心に戻ったつもりでこれからの議会活動に臨む決意でありますので、お互いに切磋琢磨し合って、目的はただ1つ、むつ市のため、むつ市民のためだと、こう思っておりますので、これからも市長には耳ざわりな強い言葉を吐くかもわかりませんが、それは今言った目的を達成する意味でありますので、あしからずこれからもおつき合いをしていただきたいと思いません。

選挙管理委員会のほうなのであります。はつきり申し上げまして、私も大変ご迷惑はかけました。だが、であればこそ、私を信じて49名の市議会議員の方々が賛同し、しかも満場一致で議決をいただいたこの請願を、そんなことはないと思うけれども、私の提案だから、この掲示がされていないとすれば、それこそ私の責任である。だから私は、あの世へ行ったときに、私の友人の立川談志は21日に2時41分に亡くなった。そのときに私は談志に言ってやった。彼は、私の応援に来て、大湊から田名部まで1人でマイクを握って連呼して、「談志、談志、私の友達川下、川下頼む」とあれだけのどに強い男が喉頭がんで亡くなった。私は瞑想にふけりながら、「談志よ、おまえ今僕を連れていくなよ。僕はまだやることがある。そのうちに恐山で会おう」という瞑想にふけた。

そのように、あの世に行ったときに、私は政治に命をかけていますから、そういう方々にぜひひとつ委員長、私の要請ではつくってくれないかもわかりませんから、委員長のほうからきちんと市長に要請すれば、きつとつくってくれる人ですから、お願いをしておきます。

次に、請願について確認をしておきたいのであります。それは、市長、いまだ請願の考え方を模索している状態、重要であるからそういう形であると私は受けとめてもいいのですが、しかしやっぱりもっともっと請願者とお互いにコミュニケーションをとる場を設けるべきだと思うのです。なぜならば、ごみ処理は都市の命綱なのです。川西組合長は良識ある方ですから、組合を引っ張っていける力がある人だ。ちょっと横道にそれるけれども、彼はマージャン友達で読みは速い男だ、あの男は。簡単にリーチかけられない。それと同じように市長、業界から行政のほうに先に読まれて、万が一ですよ、万が一入札等においてボイコットまでいかななくても、市の形と合わなくなった場合にはどうされますか。私は、それを一番心配しているのです。ですから、まだ遅くはありません。

この間懇談会なるものを招集したかもわかりませんが、ああいうお茶を濁すようなことではなしに、もっともっと真剣に業者が置かれておる立場、そのためにはくどくどとは申しませんが、業者からも要望書が出ておるでしょう。せめて請願でなくとも、この要望書にどう対処されるのですか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 川下議員のご質問にお答えいたします。

まず先ほども若干市長答弁でお話しましたが、どういう方法で検討に取り組んでいるのかというところから若干触れさせていただきたいと思います。もちろん先ほど市長も述べましたが、この請願につきましては議会採択ということで、

うちのほうとしても当然ながら慎重に対応しておるところでございます。主な検討策といたしますか、基本になるものを若干述べさせていただきたいと思います。

1つには、まずごみ収集にかかわる市民サービスの市内均一化が図られること、2つ目には、事業受託の公平性が担保されなければならないということ、3つ目には、一般廃棄物が今後減少傾向にあるというのは、これはもう明らかなわけでございまして、このような社会環境の変化に照らして、短期的な視野では、これ決してだめなわけでございます。中長期的な視野に立った検討が必要であること、そして4つ目に、本来市の業務であるということは、市民の皆さんに安定した収集体制、サービスを提供するという責務を伴った業務でございます。このことから、委託事業者の皆様のご経営、そして一般廃棄物の量が減となっている実情を踏まえまして、過当競争という問題に対しても意を用いてまいらなければならないというふうに考えております。

最終的には、5つ目としては、これは現在は市長の裁量の範囲内での入札方法を定めるわけでございますが、とはいうものの、これは事業者の皆様を初め市議会、そして広く市民の皆様にご理解をいただかなければならないものであるなどが主なる検討方法でございます。したがって、要望等につきましても、今お話ししました5つの内容に沿った形で検討を慎重に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 時間がありませんので、ここでとめておきますが、なぜかという、私も今回民生福祉常任委員会に所属することになりました。この民生福祉常任委員会の所管事務でアクセス・グリーンを我々は事務所管としてやることに

なった。これは、アックス・グリーンと非常に関係もありますし、特に下北地域広域行政事務組合議長の半田議長も私たちと一緒にありますから、委員会でこの件に関しては両面で私は見守っていききたい。なぜならば、我々の時代には6億円しか出していなかったアックス・グリーンのほうは、今倍になっているのです、12億円出ているのです。これは、それ以上触れません。後でやりませう。

いずれにしても市長、この請願については、私は請願そのものについては、いろいろ検討しなければならぬ部分があるとは思うが、やっぱり組合が3つあるとはいえ、組合の形と市の行政との形が円満にいったらごみ処理が成り立つわけですから、これは十二分にこれから検討してやられることを希望しておきます。もっと申し上げたいことがあります、ここでとめておく。

本題のむつ運動公園の野球場の放射性セシウムの件であります。私は、あと10分ちょっとあるので、申し上げますが、くどくどしく申し上げたくありません。だが、5回にわたっての住民説明会が行われたようでありまして、いろんな資料も私は拝読させていただいておりました。だが、その中に出てこないのは、はっきり言って、この混合土を入れた業者は、長谷川体育施設ではありませんか。どうですか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 私どもの発注に関しましては、市内発注を原則にしてございますので、市内の業者さんに発注してございます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） インターネットあたりで市内の業者もはっきり出ているから、私はあえて言うてしまうけれども、山内土木さんが受けられた。だけれども、この長谷川体育施設さんは、混合土の搬入だけではなく施工まで入っているのではな

いですか。下請関係の契約はどうなっているのですか。

○議長（山本留義） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長（猪口和則） 長谷川体育施設は、山内土木の下請という届け出はありますが、今の混合土のほうの製造の業者ではありません。製品の製造業者のほうは、また別におりまして、そっちのほうから土壌改良材を購入しております。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） それでは、その混合材を混合したところはどこなのですか。下請契約の中にきちんと入っていないといけないでしょう。

○議長（山本留義） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長（猪口和則） 土壌改良材のほうは、株式会社ハイクレーというところが加工製造しているのですが、そこから山内土木が購入しているということになります。

以上です。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私はもっと大事なことを今控えているから余り申し上げませんが、なぜ私がこういうことを言うかということ、市長、これ東京電力にこの補償を請求しても、私ならば無理だと思ふのです。であるならば、かといって今言ったようなことの業者の関係でも、これはいろいろ契約関係があるから無理だと思う。

そこで、本題に入りますが、市長の今までの答弁から、あるいは住民説明会の状況をつぶさに見てみますと、現在の運動公園野球場、私もこの間行ってきました。選挙のときに、私に当選したら市民に感謝し、運動公園野球場の土を食べて死ぬと、こういう変なあれもあった。だから、私は命をかけて政治やっているから、運動公園へ行って、悪いけれども、ロープをくぐって写真を撮ってきた。この写真、市長、飛散を防ぐだけの措置でし

た。時間がないから言う。セシウムを下げる方法、こういう方法をなぜとらないのですか。発想の転換をしなければいけないのです。

1つだけ言います。奥内出身で鳥山重光という東大生がいます、私の1級先輩だ。農業委員会の立花会長と同級生だ。奥内出の小川代表監査委員もいるけれども。私は東洋大学、白山東大、鳥山重光さんは本郷東大。道路を1本隔てたところだ。大学時代勉強を教わった。あるときに、2人でおなかすいて、「おい、すき焼きやろう」ということになった。なべがない。さすが東大生。「おい、おまえ、洗面器何使っている」と。私は、そのときにアルミニウムの洗面器をたまたま使っていた。そうしたら彼は、「おっ、それだ。これはな、消毒して使えばなべになるんだよ」と。私は、何ぼ何でも洗面器ですき焼き食うのかと。でも、彼はそうした。食あたりもしない。

ですから、発想の転換ということは、市長、新聞でも見ているとおり、藻の成分を分散して、放射能を除去しているところがある。私が提案したいのです。藻ではないよ。私が提案したいのは何かというと、ホタテガイなのです、市長。このホタテガイをいわゆるこまく砕いて、そして今問題になっている運動公園野球場を、私は自信持っていますから、全部でもいい。もしそうでないとしたら、内野のところだけでもいい。ホタテガイにはゼオライトというものがあって、そして放射性セシウムを吸いつける。そうすると、現在の濃度が圧縮されるでしょう。どのぐらい圧縮されるかやってみてください。ただシートを張って飛散を防いでいるだけではだめでしょう。こういう努力を市長、させたことはあるのですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 藻の話もさまざま報道の中で承知をしております。また、ヒマワリを植えればかなりセシウムが吸い取られてというふうな報

道もありました。しかしながら、この部分において、なかなか効果的ではないというふうな、そういうふうな部分もあります。

このホタテの部分、今初めて聞きました。これ専門家のほうからお聞きをしなければいけない事案だと、こういうふうに思いますけれども、ではその吸着、私説明会等々で当市にあります日本分析センターむつ分析科学研究所の所長さん、さまざまな形でアドバイスをいただきました。その際には、セシウムは土壤に吸着するものだというふうな、そういうふうな科学的なお話がありました。そこに土壤の中に例えばホタテガイを細かくして、それに土壤から引っ張って、そのホタテガイのほうに吸着するのかどうかというふうなこと、今初めて川下議員の知見を伺いましたので、科学的にどうなのかというふうなことは問い合わせはしてみたいと、このように思います。ただ、吸着したところで、そのホタテガイを今度はどうするのかというふうな問題が発生してくるわけでございます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私の発案で言っているのではないのです。実際に首都大学東京の健康福祉部の放射線学科の大谷浩樹准教授、この准教授がさっき言った福島の南相馬市で実験しているのです。そして、時間がないから言いますけれども、私の友人の奈良岡県議会議員を通して、青森県の水産振興課の総括主幹、奈良賢静さん、県の職員です。彼を窓口にして、県のほうでもこれやらせているのです、今、はっきり言うけれども。後で調べてみて。この実験が成功すれば、三陸沖のホタテだけではない、私4年前に選挙公約でホタテガイの貝殻の再処理工場を誘致する提案をしたことがある。脇野沢の蛸島さん、大畑の渡辺社長、万世の社長、私は仮契約までしてあった、あのホタテガイを。処理に困っているのです。ですから、

私にだまされたと思って、市長、これ1回試験してみても、そしてセシウムが下がる、その結果が出れば、あえてこの状態だったら、市長は撤去する、撤去すると言っているけれども、持っていくところはありますか。もしこれがセシウムが下がって、健康に影響がないのであれば一石二鳥。あの市民プール、何でああしてほったらかしておくのですか。こういうことをさっき言った発想の転換をして、安全なものにして、そして身近なところにもあるではないですか。これは、住民の賛同を得なければなりません。その隣には小松野川です。その隣が私のかわいいおっ子のカワシタ電業だ。これは別として、要はこのセシウムを、放射能を市民に安心できるように市のほう独自でも努力しなければいけません。これをやらないで、東京電力だとかどこかに持っていくとかというのではなく、市長の優秀な頭脳と、私のちょっぴりしたものを提言しますから、どうか市民の安全、子供たちのために、この件に関しては前向きに、真剣に取り組んでもらうことを要望して終わります。ありがとうございます。

○議長（山本留義） これで……

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（山本留義） 中村議員、議事進行についての……

（「私の発言を聞いていただければ中身がわかると思います」  
の声あり）

○議長（山本留義） 中村正志議員。

○15番（中村正志） 議員の議会での発言は、大いに尊重させていただきますが、大先輩であります川下議員の発言の中に、クエスチョンマークのつく発言がありましたので、議事進行をさせていただきます。

それは、地方自治法第132条、言論の品位の保持というのがございますが、議員は無礼の言葉を

使用してはならないとあります。公の立場にある人物に対しまして、公の議会での場で何々ちゃんという発言は、それに該当するものと私は思います。川下議員は、決してそのような意味で言ったとは思いませんが、この部分につきまして、イエスなのかノーなのかの判断をしていただきたく議事進行をさせていただきます。

○議長（山本留義） ただいま中村正志議員から、川下八十美議員の今の発言の中で不適切な発言があるとの議事進行がありましたので、議長において後日速記及びテープを起し、精査のうえ対処したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

これで、川下八十美議員の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時19分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎岡崎健吾議員

○議長（山本留義） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。24番岡崎健吾議員。

（24番 岡崎健吾議員登壇）

○24番（岡崎健吾） 去る10月に行われましたむつ市議会議員選挙において、市民の皆さんから予想を超えるご支持をいただき、2度目の当選をさせていただきました川内の岡崎健吾であります。初心を忘れることなく、市民が主役をモットーに、市民目線でこれからも市民の皆さんの安心、安全はもとより、むつ市発展のため精いっぱい働かせていただきますので、よろしく願いをいたします。

去る11月8日にむつ市の中学生が議会の体験を

通して市政と市議会の仕組みを理解するとともに、次代を担う市民としての自覚を深める目的で、平成23年度むつ市こども議会が開かれ、審議時間が5時間に及び白熱した議会となりました。私も傍聴人の一人として参加をさせていただきましたが、中学生たちが準備してきた一般質問は、医療や介護、雇用、そして原発問題など、市が直面する多方面な課題に及びました。宮下市長も次々と鋭い質問の集中砲火を浴び、「私に反問権があれば」という言葉が出るほど緊張した議会となり、その目的は十分果たされたのではないかと思うのであります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

質問の1点目、市民協働のまちづくりについてお伺いいたします。宮下市長は、平成23年度一般施政方針の中で3つの主要施策を掲げ、その中の1つに「市民協働のまちづくり」をうたっております。昨年2月には、むつ市の行政改革の指針となる第5次むつ市行政改革大綱が策定され、その中では市民協働参画の理念のもと、まちづくりへの市民意見の拡大を目指すこととしております。そして、この大綱に基づき、昨年11月には平成22年度から平成26年度までの5年間のむつ市行政改革実施計画が策定されております。この実施計画の平成23年度事業の一つとして先月、「わかりやすいむつ市の決算書」が各世帯に配布されるなど、計画どおり事業が進められているようではありますが、平成23年度事業の中には、何々を検討するという記述がたくさん見受けられます。平成23年度もあと3カ月余りとなりましたが、これまでどのような検討がなされ、その結果がどうなったのかをお伺いいたします。

次に、東日本大震災で発生した瓦れき処理についてお伺いいたします。先月環境省は、東日本大震災で発生した岩手、宮城両県の瓦れきの広域処理について、全国調査の結果を公表いたしました。

岩手、宮城、福島、沖縄を除く43都道府県に対し、市町村の受け入れ状況について調査依頼をしたところ、その結果4月の調査では瓦れきの受け入れを可能としたのは572市町村でありましたが、今回の調査で受け入れに協力的な回答は54市町村と大幅に減少いたしました。その理由の一つとして、放射性物質への懸念から多くの市町村が住民の理解を得られないとためらっているものと考えられます。もちろん廃棄物の受け入れや処理によって受け入れ側の住民が被曝するようなことがあっては絶対になりません。しかし、科学的なデータに基づいて安全性が確認された瓦れきであるのであれば、もっと多くの自治体が協力体制をとってもよいのではないかと思います。今回の調査では、環境省が自治体名を非公表としておりますが、この瓦れき処理について市長のご所見をお伺いいたします。

次に、防災についてお伺いいたします。質問の1点目は、原子力発電所にかかる関係市町村長会議についてであります。国の原子力安全委員会は、先ごろ原子力発電所の事故に備え、防災対策を重点的にとる地域の範囲を拡大する見直し案をまとめました。E P Zと呼ばれる現行の原子力発電所から半径8ないし10キロを半径30キロに広げ、新たに緊急時防護措置準備区域U P Zとして定めたところであります。その内側には、事故発生時にただちに避難を求める予防的防護措置準備区域P A Zを新設し、その目安を半径5キロ圏といたしました。さらに、半径50キロ圏を放射性ヨウ素による内部被曝に備え、屋内退避やヨウ素剤の服用などの対策を準備する放射性ヨウ素対策区域P P Zに設定いたしました。福島第一原子力発電所事故では、E P Zの圏域を超えた広い範囲が避難対象となり、大規模な住民避難を強いられました。区域の拡大は当然の措置であると思うのであります。

本県では、東北電力東通原子力発電所1号機の場合、東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村に加え新たに野辺地町の一部が対象となり、10キロ圏の人口は約8,500人、30キロになると7万3,000人と大幅に増加いたします。建設中の電源開発大間原子力発電所の30キロ圏と合わせれば、ほぼ下北半島一円が対象区域となるのであります。

このような中で、去る10月11日に福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力防災体制の充実を図るため、原子力関連施設が集中立地する下北半島7市町村による原子力発電所にかかる関係市町村長会議が開催されました。後日この会議には野辺地町も参加を表明し、協議に加わることとなりました。

質問の1点目は、この会議の詳細についてであります。会議では、県に対して国の電源三法交付金の対象とならない防災施設の設置や地域振興を目的とした交付金制度の創設等々を要望した旨の報道がありましたが、この内容についてもう少し詳しく市長からお聞きしたいと思います。

防災についての質問の2点目、災害時におけるエフエムアジュールとの連携についてお伺いいたします。

株式会社ウェザーニューズでは、東日本大震災後に東日本大震災の実態を把握し、次の災害を最小限にとどめるため、被災地と全国の8万8,000人のサポーターの協力のもと、津波、地震時の行動、意識を分析した東日本大震災調査結果を公表しております。この調査は、地震が起きた際に各エリアの人々がどのような行動をとっていたのか等々、その事実を明らかにし、今後防災関係機関が展開する減災活動の発展及び個人が展開する自助、共助活動の輪を広げるきっかけとしていくことを目的に行われたものです。この調査結果の中で被災地の青森、岩手、宮城、茨城では、被害の大きいところほど電気が通らず、また通信状況が

悪いため、ラジオの利用率が高まり、災害時にはラジオが極めて重要なアイテムとなっているという報告をしております。災害時の情報伝達システムは、高齢者や子供でも取り扱いが可能であること、家の中でも放送が聞こえること、停電時でも使用できること、避難時に持ち運びができることなどからも、災害時の情報伝達手段としてのラジオは今後ますます推奨されるところであります。

これまで多くの地域での災害時にコミュニティエフエムが積極的に情報提供の役割を果たしてきておりますが、むつ市においては災害時におけるエフエムアジュールとの連携はどのようになっているのかお伺いいたします。

防災についての質問の3点目、避難道路として下北・津軽半島大橋の建設についてであります。政府の中央防災会議専門調査会では、東日本大震災の教訓を地震、津波対策に生かし、あらゆる可能性を考慮し、最大級の地震、津波を想定し、防災対策全体を再構築するよう提言いたしました。政府は、年内にも防災指針である防災基本計画を改定、それに基づき各自自治体も地域防災計画を見直すこととなります。市長は、むつ市議会第208回定例会での同僚議員の一般質問に、原子力発電所事故発生時の避難の対応策について、海路や空路による避難も想定した対応も必要で、その場合海上自衛隊などの協力も考えると答弁しております。確かに市長の言われるように、海路や空路による避難、そして避難道路としての下北半島縦貫道路の必要性も十分理解をいたしますが、想定外の原子力発電所事故が起こったとき、果たしてそれだけでむつ市民を含めた下北の人々の安心、安全が守られるのでしょうか。

私は、想定外の災害に備えて下北半島と津軽半島を結ぶ半島大橋の建設を国・県に要望してはどうかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

最後になりますが、平成23年が間もなく幕を閉じようとしております。ことは、日本にとって特別な年になってしまいました。16年前の阪神・淡路大震災と同様に忘れてはならない1年なのであります。日々が進むに連れてマスコミで取り上げられる度合いも少なくなり、人々の記憶からも薄れがちになるのです。多くの方が亡くなり、家族を失い、家や学校が崩壊し、仕事を奪われ、ふるさとに帰れなくなったという冷厳な事実を私たちは風化させてはならないと思います。私たちは、余りにも大き過ぎる痛みを代償に学んだ教訓、それはきずなであり、つながりであると思います。私たちは、この教訓をこれからの一人一人の生き方や社会のありように生かさなければならないと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政改革についてのご質問の第1点目、市民協働のまちづくりについてお答えいたします。ご質問の趣旨は、昨年11月に策定したむつ市行政改革実施計画で、平成23年度の計画として検討することとなっているもの、実施状況はどうなっているのかということでもあります。市では、市民と行政が手を携え、対等なパートナーとして役割を分担しながら地域の課題を解決し、福祉増進につなげていくことが肝要との認識のもと、市民協働参画のまちづくりを推進していくこととし、昨年2月、むつ市行政改革大綱を策定し、同年11月にはむつ市行政改革実施計画を策定いたしましたところでもあります。

実施計画では、その計画期間を平成22年度から平成26年度までの5年間とし、そのうち最初の3年間を集中改革期間としておりますことから、平

成23年度は、まず最重要項目に検討を加える時期としていただいております。

内容としては、自治基本条例や市民協働条例の研究、調査、各種プラン策定への市民参画及びパブリックコメント制度の検討、予算への市民意見の反映の検討、市民協働参画計画の策定検討などです。これらは、実施主体であります行政改革推進本部に専門部会を立ち上げ検討しておりますが、まずは職員の意識改革が肝要であるとの認識のもと、今年度上半期は職員向けの市民協働参画運用指針を策定し、既に職員に示しております。現在は、全職員を対象としてこの指針に対するアンケート調査を実施しているところであり、今後はアンケート結果も踏まえながら、順次内容の充実に努めていくこととしております。

現在は、専門部会に設置している4つの分科会により残りの検討項目を分担して検討していくこととしていただいております。検討結果は行政改革推進本部に示し、成案としていく予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の東日本大震災で発生した瓦れき処理についてであります。被災地の瓦れきについては膨大な量が発生しており、復旧復興するうえで瓦れき処理が不可欠と認識しております。平成23年10月7日付で青森県を通じ、環境省から調査依頼がなされた東日本大震災で発生した瓦れき等の受け入れ検討状況調査に関しては、むつ市として所有しております廃棄物処理施設が埋め立て処分に用いる最終処分場のみであり、それらで処理することができる廃棄物について、調査時点では一定レベルの放射性物質が検出された焼却灰等の埋め立て処分に係る基準などは示されておりましたが、瓦れき類や不燃物の破碎処理残渣等の直接埋め立て処分に関する明確な基準が示されていない状況にあったことから、受け入れの可否を検討する段階にないということで、10月21日に受け

入れできないと回答しております。

その後、平成23年11月18日には、環境省が8月に示した東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインの改定がなされ、その中では廃棄物1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば不燃物等の災害廃棄物はそのまま、または破碎して安全に埋め立て処分することが可能と示されるなど、新たな知見をもとに災害廃棄物の管理型最終処分場における埋め立て処分などについても一定の方向性が示されております。

当市におきましても、同じ東北人として、また東北の自治体として、市民有志によるさまざまな援助が行われており、市といたしましても職員の派遣を初めとした人的支援を継続しております。被災地と苦難を分かち合うことは当然ことであり、これから先、市としても可能な支援を継続してまいりたいと考えておりますが、放射性物質による汚染が危惧される瓦れきの受け入れに関しましては、住民の方の不安が大きいことが想定されますことから、まずは市民の皆様のご理解を得ること及び安心、安全の生活環境を守ることを大前提として、市としてどこまで協力できるか見きわめていかなければならないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、むつ市の防災についてお答えいたします。まず1点目の原子力発電所にかかる下北半島7市町村長会議の内容についてであります。福島第一原子力発電所における事故を教訓として、下北半島において原子力発電所の事故が発生した場合、関係市町村が連携して対応することが重要であるという共通認識のもとに、去る6月6日、下北郡の5市町村に上北郡の横浜町及び六ヶ所村の2町村を加えた7市町村長が協議し、事務レベルの原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議を設置し、万が一の原子力災害対応について協議して

いくこととしたものであります。

事務レベルの連絡会議はこれまで3回行われ、6月の首長会議の場で提起された10項目の課題について、その対応策、問題点などについて検討、協議してきた結果を中間報告として取りまとめ、去る10月11日の2回目の市町村長会議に提示し、了承が得られたところであります。この中間報告において、国・県等へ要望することが必要ではないかとされた事項について、社会基盤の整備促進、市町村との連携強化促進、安全、安心の徹底促進、国・県からの財源支援促進という4つの項目に係る要望書を7市町村長同席のもと、10月18日県知事へ手渡ししたところであります。県知事からは、今回の要望に対して、かなり踏み込んだ内容の回答をいただいたと認識しております。現在は、野辺地町を含めた8市町村で協議を継続していくこととしておりますが、行政のみならず、自衛隊や警察、消防等、防災関係機関とも連携を図りながら取り組んでいくことが一層必要となることから、各関係機関との連携体制、協力体制を初め、自然災害も含めた広域的な住民避難体制などについて検討する連絡会議を設置する準備を進めているところであります。

次に、2点目の災害時におけるエフエムアジュールとの連携についてであります。災害時における市民に対する広報手段といたしましては、防災行政用無線、市のホームページ、防災・かまふせメール、広報車による広報、エフエムむつを初めとするテレビ、ラジオなどさまざまな手段により情報提供を行っております。

エフエムむつとは、放送業務委託により各種行政情報のほか、市議会生中継、災害発生時等の緊急放送など、市民に対する情報提供について、これまでさまざまな形で連携を図ってきたところであります。東日本大震災及び4月7日の余震では停電、通信障害に伴い、市ホームページを初

め一部携帯電話が利用できなくなるなど復旧まで長時間にわたり情報配信ができない状況の中で、地域の身近な緊急情報や生活情報を提供していただくなど、緊急時における情報伝達の手段として大きな役割を果たしていただいたものと認識いたしております。

これまでも災害時においては、エフエムむつへの災害及び防災情報の提供はもちろんのこと、エフエムむつからも市へ出向き、情報収集を行い、最新の情報を提供できる体制をとってきたところではありますが、東日本大震災を教訓に緊急時においてただちに市民の皆様へ情報提供できるよう、本年9月には本庁舎内に緊急放送設備機器を備えたエフエムむつのサテライトスタジオを設置したところであります。

今後は、災害発生等の緊急時におきましては、災害対策本部が設置される本庁舎内の放送施設からこれまで以上に迅速かつ正確な情報の発信が可能となるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の下北半島と津軽半島を結ぶ半島大橋の建設を国・県に要望してはどうかということではありますが、原子力発電所事故発生時における避難方法等については、これまでたびたびお答えしてまいりましたが、東通原子力発電所で事故が発生し、住民避難が必要となった場合は、国道338号はもとより、国道279号も交通規制がしかれる可能性が高く、また交通規制がしかれるまでの陸路による避難についても、国道279号に避難住民が集中し、交通渋滞により避難に支障を来すことが予想されます。その際の避難経路として多くの港湾を有する下北半島の特性を生かした海路による避難、また緊急を要する住民の避難方法としての空路による避難が想定されるところであります。

議員ご提案の下北・津軽半島大橋の建設につい

ては、研究に値するものと考えますが、現時点では避難道路の整備や各港湾へのアクセス道路の整備が優先されるべきものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 市民協働のまちづくりについて、再質問させていただきます。

今年度については、主に職員の市民協働参画に対しての意識改革やアンケート調査を行っているということではありますが、その結果が出ましたら、開かれた行政という意味から、ぜひ市民の方々に周知をしていただければと思います。

このむつ市行政改革実施計画では、広報広聴機能の強化も掲げています。その中で広報のあり方も検討するということですが、ここで1つご提案をさせていただきたいと思います。

今地域の方のお話を聞くと、余り市政だよりを見ないというのです。特に高齢者の方なのですが、なぜかという、前は地元の広報は地元のことばかり書いてあるのです。事業とか、そういうのが何ページにもわたっていると。もしできるのであれば、半ページでも結構ですから、各庁舎だよりという欄を設けていただければ、高齢者の方々も非常に広報を見る意識というのですか、そういうのもわいてくるのではないかと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。これについていかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 全体の月2回発行しております市政だよりの中に、それを刷り込んでというふうな形、印刷を全部それと一緒にあわせて印刷するということは、非常にタイムリーさに欠ける部分があります。その部分においては、今岡崎議員の庁舎だよりというのは、なかなかこれは市政だよりを開くきっかけになろうと思いますので、これは前向きに検討して、各庁舎所長の判断の中

で、例えば市政だよりの中に裏表折り込むとか、そういうふうな形の庁舎だよりを出すというふうな、それもまた各庁舎間の競争意識と申しますか、そういうふうなところの部分のいい効果が出てくるかもわかりませんので、これは検討はさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 今の件については、よろしくをお願いします。

先般川内小学校が地域による学校支援活動にすぐれた取り組みがあったとして文部科学大臣表彰をいただきました。川内小学校は、昨年度も読書活動推進の取り組みとして大臣表彰をいただいています。2年連続という希有な、川内の市民にとっては本当に荣誉であります。その中で市長も、市が進める市民協働参画のまちづくりの参考となると称賛をされておりますが、この活動も十数年、20年と地道な活動が評価されたものと思います。

市民協働参画、非常に間口の広い業務だと思います。平成24年度、市民連携推進室とかという、そういうのを設けるという計画もあるようですが、現在複数の課に分かれている市民活動の担当部門、そういうのを集約する室、課、そして事務の内容、量からいっても当然できることであればそういう室、課の新設が私は非常に大事だと思います。市長の掲げるいろんな政策を進めるためにも、この（仮称）市民連携推進室、その課、室の設置について、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。市長はいかがでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 川内小学校の地域の活動を例に出されまして、川内小学校、2年連続で表彰を受けたということは、本当に地域力、地域の力というふうなことを本当に示していただいたものと敬意を表したいと、このように思います。

その中でお話があったのは、ボランティアコー

ディネーターというふうな形の中で、学校側に対して働きかける、そして学校からこういうふうな行事があるから、さまざまな形で、そのやりとりの中でボランティアのコーディネーターの方がそのボランティアの方々、地域の方々をお願いをして、もうコーディネートするというふうなやり方、これはまさしく市民協働参画のまちづくり、社会づくりというものと私は軌を一にするものと、このように思っております。そういうふうな形でのボランティアのコーディネーター、それから市民協働参画のコーディネーター、そういうふうなものは私は必要なのではないかなと、このように思います。その室、課というふうなことにつきましては、担当のほうから答弁をさせます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 仮称市民連携推進室についてのご質問でございますけれども、実施計画におきましては、市民協働を総合的に担当し、市民協働に寄与する人材や団体の支援や相談機能を強化するとともに、市民協働に関する情報発信の充実を図るために平成24年度において市民連携推進室を設置するというようなことになっております。現在そこへ向けて鋭意検討中でございます。室長のほかに2名程度の職員を配置したいというようなことで現在考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 瓦れきの処理についてお伺いします。

先ほど市長も市民の理解が一番だということがあります。これまで国のほうが、市民に安全性を説得する根拠を余り出していないという部分も確かにあったとは思いますが。ただ、被災地では復興の第一がやっぱり瓦れきの処理であり、大震災から9カ月を過ぎた今でも実際に火事が発生したり、におい、そういうふうな衛生上でも非常に問

題があると言われているのもまた事実であります。瓦れきが復興の妨げになっているというのが現実だと思います。瓦れきの処理、それが始まることによって、被災された方の心の復興も、またそこから始まると思います。東日本大震災時に避難所においても見られたように、また世界の人々から称賛されたように、昔から日本人には相互扶助という精神があると思います。この瓦れき処理について、市民の理解が得られる、それが大前提ではありますが、ぜひ前向きにご検討をしていただきたいと思います。

次に、エフエムアジュールとの連携について再質問させていただきます。私は、エフエムむつというのでしょうか、ホームページを見ました。それには、災害時には皆さんのお力になると、災害時は被害状況、避難場所、現在の状況をいち早くお伝えする、そして地震、風水害等非常時は防災情報を優先すると載っています。災害時の情報提供で重要なことは、多様な情報をばらばらに発信するのではなく、一元的にまとめる仕組みが必要だと思えます。先ほどの答弁でも、エフエムむつのサテライトスタジオの設置がなされて、官民協働の連携がなされているのだなということを感じました。

ところで、現在山間地域等でそのエフエムアジュールを受信できない地域があるとすれば、災害に備えて早急に対処すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

エフエムアジュールでカバーできるのは100%とはなっておりません。まだ聞こえないところもあるというようなことでございます。そういうところにつきましては、エフエムアジュールで伝えられない情報は、広報車とかそういうものでカバーしていくしかないかなと思っております。です

から、緊急時につきましては、そういう部分につきましては、広報車等で実際回って情報については伝えていきたいというように考えております。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） やはり合併して同じむつ市民となっているわけですので、どこでもやはりエフエムアジュールが聞けるという、そういう状態をつくらなければならないと思います。実際私先日川内の湯野川のほうまで行ってやってみました。確かに畑地区のほうから湯野川まで行くと非常に聞きづらいです。お金がかかるとか、確かにそういうのもあると思いますが、やはりどこでも何かあったときはエフエムアジュールでいろんな情報を得られる、そういう体制をとっていただきたいと思えます。

次に、半島大橋の建設について再質問をさせていただきます。万が一の想定外の災害で放射能漏れ事故があった場合、そして下北特有のやませ、それが吹いていた場合、その漏れた放射性物質は脇野沢方面に流れてくるのです。そういう場合、特に西通り地区の人、一体どこへ逃げればいいのでしょうか。以前大間町の方々が言っていました。もう海に逃げるしかないのだと。確かに私もそうだと思います。そういう意味で私も今回この下北・津軽半島大橋の建設について質問をさせていただきます。

先般下北未来塾主催の「下北からのメッセージ2011」が開催され、市長もそうですが、私も参加をさせていただきました。東京大学の牧野准教授が「東日本大震災から学ぶ道路の大切さ」ということで講演されましたが、その中で牧野准教授は、道路はつながっていないと機能しない、道路のネットワークが大切だと。また、災害があったらとにかく逃げろというお話をされました。また、下北半島縦貫道路については、平時は観光振興として、緊急時には緊急交通路として必要だとも言わ

れました。私は、この半島大橋の建設も同様の意義があるのではないかと考えています。

また、先日川内中学校で東日本大震災で被災地となった宮城県南三陸町の志津川中学校の校長先生の講話を聞く機会がありましたが、校長先生も同じく地震、津波などが起きた場合は、とにかく逃げる、それが一番だと言われました。市長は、下北半島縦貫道路を命の道と表現されていますが、この半島大橋も命の橋としてぜひ関係市町村長会議や下北総合開発期成同盟会等を通して国・県に要望していただきたいと思いますが、再度市長にお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北、津軽半島の大橋というふうなことで、平成15年度の青森県に対する重点要望書、平成14年の6月になされておりますけれども、下北総合開発期成同盟会のほうで重点要望というふうな形で平成7年度から平成15年度まで津軽、下北両半島の地域振興を図るというふうな目的で県に対して要望を行ってまいってきた経緯がございます。この部分においては、県当局の知事がリーダーシップをとって、その部分の絵をかいて、そして進めてきたというふうな経緯がありますけれども、その政権の交代と申しますか、知事の交代というふうなことによることと、それから経済不況と、そういうふうなことも社会的な状況というふうなことが背景となって、その要望を取り下げた経緯がございます。

ただ、今般の福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、原子力災害をかんがみれば、避難経路の一つとしては大きな役割があるのではないかと、というふうな認識を持っておりますけれども、まず先にやらなければいけないこと、これは先ほど壇上でもお話をしましたように、下北半島縦貫道路の早期完成、そして国道338号の整備促進、そういうふうなものを、まずそれから取り組んで、

将来にわたってのこれは研究のテーマとして、また夢として考えていかなければいけない事案であると。

また、ここで1つ大きなアドバルーンを上げてしまいますと、選択と集中というふうな段階では、やはり選択されるべきものはまず第一義には下北半島縦貫道路、そしてそれと同等の形で国道338号、西通りのほうもそうでございます。そういうふうなところの整備。そしてまた、もろもろの県道の整備、そういうふうなものがまず最優先されるものではないかと。そして、次の段階でこの津軽、下北の大橋というふうなこと。非常に夢があります。その部分は研究をしていかなければいけないものと、このように思いますし、この平成14年の県からの処理方針というふうなことを見ますと、平成14年度には風の観測だとか技術検討委員会、橋りょう概略設計というふうなところまで言及をしているわけでございますので、やはり夢として持ち続けなければいけない、そしてまた避難経路としての考え方、これも尊重してもらおうというふうな形の中で十分これから研究は進めていきたいと、このようには思っております。

ただ、かなりの莫大な経費がかかるというふうなことになるかと思えます。その部分では、よく国のほうで言いますB/Cというふうな形、そのB/Cも今般の震災で非常にB/Cのみではないというふうなことの形が示されてきておりますので、その部分でどういうふうな動きになってくるのか、それらも見きわめながら内々の研究はこれは進めていく必要があるかと、このように思っております。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 今市長が言われたことは、十分理解をいたします。そしてまた、市長は今夢と言われましたが、政治は市民の方々に夢を与えるのもまた使命の一つではないかと考えます。これ

から災害時に生き延びる希望や夢をむつ下北の人々に与えるためにも、市長が言われましたように、これから研究、検討をぜひ重ねていただくよう再度ご要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本留義） これで、岡崎健吾議員の質問を終わります。

午後 2 時 25 分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 4 分 休憩

午後 2 時 2 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎大瀧次男議員

○議長（山本留義） 次は、大瀧次男議員の登壇を求めます。18番大瀧次男議員。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 自由民主党、一心クラブ所属の大瀧次男でございます。午前中の川下八十美議員の一般質問には圧倒されました。経験不足ではありますが、むつ市議会第210回定例会最後の一般質問者となります。

初めに、去る10月2日の市議会議員選挙において、多くの市民の皆様のご支援をいただき、再び市議会議員として働く場を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げ、市長の提言にもありますむつ市を希望のまちにするために、市民の負託にこたえ、市民の声を市政につなげる議員としての職責を全うすべく初心を忘れず、勇気、決断、実行の理念を持って誠心誠意努めてまいり所存でございます。

さて、ことしも残すところ半月余りとなりました。あっという間に年は変わろうとしておりますが、振り返ってみますと、昨年12月4日に東北新

幹線が新青森駅まで開通し、新たな青森県の夜明けになると夢と希望と期待で盛り上がりおりましたが、明けて平成23年、遅いみちのくの桜前線に先駆け、3月11日、関東北部から東北太平洋沿岸を襲った東日本大震災は、大津波と広範囲にわたる地盤沈下などの災害をもたらし、さらに絶対的安全を標榜していた福島第一原子力発電所4基にも甚大な事故をもたらしました。東日本大震災は、2万5,000人を超えるとうとい生命を奪い、沿岸部の多くの水産業などの製造工場を壊滅させ、数多くの船舶、住居のみ込み、国内産業までも麻痺させ、さらにはエネルギー政策の転換をも迫る前代未聞の被害をもたらし、9カ月を過ぎた今なお収束の見通しが立たない状況下にあります。

ここ下北半島においては、土地や住居への被害は避けられたものの、国策に従い、エネルギー供給基地として稼働している東北電力東通原子力発電所に続き建設工事が進んでいる電源開発大間原子力発電所、東京電力東通原子力発電所が工事を中断、むつ市へ建設中の使用済み核燃料中間貯蔵施設までもが工事を中断しております。直接被災地ではないにもかかわらず、地元経済に対する損失は多大なものがあります。

宮下市長は、市制施行50周年を節目にネクスト50を掲げ、次の50年にかけるむつ市の発展に積極的に取り組む姿勢を打ち出し、7月の市長選挙では圧倒的な市民の支持を得て2期目の当選を果たしましたが、今後国の新エネルギー計画がどのような展開を見せるのか、場合によっては市長選での市長の政策提言2011の実現に大きく影響を与えかねません。私としては、従来どおりのエネルギー計画の安全な進め方を望んでおりますが、何といても市長の提言にあるむつ市を希望のまちにするために、いかなる事態になっても市民生活を優先するまちづくりに取り組んでいただきたい、

このように望んでおります。

そこで、市民生活に直接関係する質問通告に従い、3点について質問してまいりますので、市長並びに理事者におかれましては、簡潔明快なご答弁をお願いし、質問に入ります。

初めに、雇用促進についてお伺いをいたします。総務省によると、10月の完全失業率は4.5%と上昇、厚生労働省では有効求人倍率0.67倍を出しております。景気のやや持ち直しとか上向きとか言われる中で、雇用は好転することなく相変わらず悪化しております。悪化の原因は、ヨーロッパの経済危機や、いつまで続くかわからない円高で先行き不透明な中、企業が採用を控えているとも言われておりますが、青森県内はさらに厳しく、有効求人倍率で0.47倍は全国46位、沖縄県などと並び常に最下位を争っております。下北管内の場合は、さらに悪く、常に0.2倍程度で推移しているのが現状であります。

国では、十数年前から雇用の改善を図るための施策を講じ、求職者の就職に必要なパソコンの操作やさまざまな技術を身につける講習を重ね、事業所には採用者の人件費の一部を助成してきておりますが、その成果が目に見えてこないのが現状であります。

そこでお伺いをいたします。人件費に対する助成として、平成20年12月に出された中小企業緊急雇用安定助成金のこれまでのむつ市での活用実績について。

1点目、利用事業者数と人員はどのぐらいあるのか。

2点目、この実績数を市長はどのように受けとめているのか。同じく平成21年10月に出された緊急雇用対策のむつ市での活用実績はどのようになっているのか。その成果を市長はどのように評価しているのかお伺いをいたします。

これらの緊急雇用対策は、長期間景況が変わら

ない中で助成期間、金額の制限があって、長期安定した雇用の対策としては余り期待ができない思いを持っております。現実を見ますと、ハローワークむつの求人の内訳では、多くの職種は期間を決めた短期雇用が占め、求職者のニーズにこたえる内容になっていない実情があります。求職者の中には、両親が年をとり、そばにいて面倒を見なければならぬ事情で、退職をしてUターンしてきた方もおります。パソコン操作など、すぐれた技術を身につけ、故郷の就労を望み、帰ってきても仕事がなく、毎日ハローワーク通いをしている人もおります。仮に今の緊急雇用制度に乗った就職をしたとしても、6カ月あるいは1年で失職をいたします。夢とか希望を持つどころか、不安を持ちながらの就労となります。雇用が短期間であり、事業所側から見ると、人をかえることにより、また助成金がもらえるという緊急雇用制度が逆に不安定な短期雇用の流れをつくっているような気もしないわけではありません。

市長は、さきの市長選挙において、政策提言の一つに市の財政立て直しのために事業所や一般家庭個々へ還元してこなかった電源三法交付金による電気料金還元事業の検討を始めますと掲げております。福島第一原子力発電所の事故の影響で原発依存からの脱却や縮小が論じられ、新規工事中の東京電力東通原子力発電所、電源開発大間原子力発電所が日の目を見るのか、不透明な中ではありますが、効果的かつ市民生活安定のため、市民への還元策として緊急雇用制度を補完し、長期雇用に結びつくよう、雇う側も雇われる側も納得するむつ市独自の雇用助成制度を新たに創設して雇用拡大を図るべきではないでしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、田名部地区中心街への市役所出張所の設置についてお伺いをいたします。さきのむつ市議会第208回定例会でも質問させていただきました

が、少子高齢化が進み、公共的交通機関の合理化が進む一方で、かつての商店街では郊外型大型店の進出により軒並み客離れが進み、シャッター街と化し、中心市街地の空洞化が進み、空き店舗や空き家対策が社会問題として浮かび上がってきております。また、さきに質問したとおり、公共の足であるバスの便も間引きされ、近川方面、関根方面、そして中心市街地周辺のおよそ1万6,000人の住民にとって、高齢化が進み、自動車への依存もままならなくなる時代の推移は、行政の窓口である市役所がますます遠くなり、本来一心同体、共同体をなすべき行政と住民との距離が避けられない状況にあると言ってもよいのではないのでしょうか。20年後のむつ市は、おおよそ4万2,000人まで人口減少が進むという試算もあります。今の人口の3分の2まで縮小するということでもあります。

避けられない人口減少と高齢化を考えると、一極集中型のまちづくりには限界があり、そこに住む市民が満足感を持って市長の掲げる希望のまちを感ずるためにも分散型住民サービス、いわゆる公共施設の分散が必要だろうと考えます。そのため、JRバスと下北交通のターミナルがある旧田名部駅前通りに市役所窓口の機能を持つ出張所を設置すべきと考えるところでございます。特に平成23年度から旧田名部駅前商店会が取り組んでいる地域商店街活性化事業と同時進行しているまちなか再生ワークショップの成果を期すためにも新たな商店の張りつけに期待を持ってないことから、ぜひとも必要な公共施設と考えるのが至当であります。

出張所の役割は、単に住民票、印鑑証明などの発行にとどまらず、市民と行政との交流の場ともなり得ます。時代が要求するコミュニケーションの場として、市民協働の場として最も効果的な存在となり得ます。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目は、旧田名部駅前商店会が取り組んでいる地域商店街活性化事業によるまちの駅開設後の成果はどのようにあらわれているか。

2点目は、地域商店街活性化事業と同時進行しているまちなか再生ワークショップに期待をするものは何か。

3点目、行政サービスを高め、地域振興に欠かさない公共施設として旧田名部駅前商店会に市役所の出張所を開設すべきではないか。

以上、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、公共施設のバリアフリー化についてお伺いをいたします。今市内に身体障害者手帳を持っている人はおよそ3,000人いると言われております。言うまでもなく身体に障害があれば日々の生活が健常者に比べハンディを抱えております。中には、音楽家として、車いすバスケット選手として活躍している方もおりますが、さらに不自由を乗り越え外に出て活躍、楽しみなどを得たいと思っている人は多くいると思います。

そこでお伺いしたいのは、これら活動したい障害のある人々のために、行政として積極的に場所、機会を提供し、市民すべてが希望のまちを実感できる施策を展開すべきとの思いから、1点目は、公共施設の玄関、トイレ、階段などのバリアフリー化はどこまで進んでいるのか、2点目は、障害者が自由に使える運動施設には何があるのかについてお伺いをいたします。

以上、3項目8点について市長の誠意ある前向きのご答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 大瀧次男議員のご質問にお答えいたします。

雇用促進についてのご質問の第1点目、中小企

業緊急雇用安定助成金のむつ市での活用実績についてであります。議員ご指摘の中小企業緊急雇用安定助成金制度は、公共職業安定所で実施されている雇用調整助成金制度の助成内容を中小企業向けに拡充した制度で、その内容は景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練、または出向させた場合に休業、教育訓練または出向に係る手当もしくは賃金等の一部を助成する制度であります。

むつ公共職業安定所にお伺いしたところ、雇用調整助成金の平成22年度の活用実績は50事業所となっておりますが、この数字は中小企業だけでなく、大規模事業者も含まれており、中小企業のみ数字は集計していないとのことでしたので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、ご質問の第2点目、緊急雇用対策のむつ市での活用実績につきましては、担当部長より答弁をいたします。

次に、緊急雇用対策についての所感といたしましては、この事業で雇用された労働者のうち2人程度は事業終了後も正規雇用されると伺っており、少なからず非正規雇用の解消につながったものと考えております。

ふるさと雇用再生特別対策事業は、平成23年度で県の事業が終了となりますが、緊急雇用創出対策事業は平成24年度も実施する予定となっております。今後も緊急雇用創出対策事業など雇用対策として活用できる事業は積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、市長選挙に際し、政策提言の一つに電源三法交付金による電気料還元事業の検討を始めますとあるが、有効な還元施策としてむつ市独自に雇用促進対策を創設、市民の働

く場の確保に充てる考えがないかについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、電源立地地域対策交付金は、発電用施設の立地地域、周辺地域で行われる公共用施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付される交付金でありまして、当市にとりましても財政運営における重要な財源の一つとして位置づけ、これまでに各種事業に充当し、有効に活用してまいったところであります。特に平成15年の同交付金規則の改正におきましては、ハード事業を中心とする従来の対象事業に加え、地域活性化に資するソフト事業等が交付対象事業に追加されたことに伴い、現在では公共用施設の維持管理費や運営費等のほか、がん検診委託事業を初めインフルエンザ、三種混合、はしか、風疹混合及び子宮頸がんワクチンの予防接種助成事業等にも活用するなど、市民の皆様がじかに交付金のメリットを享受できるよう機会の拡大に努めておるところでございます。

雇用促進対策への交付金の活用についてであります。先ほど申し上げましたとおり、平成15年の交付金規則の改正によりまして、一層活用の幅が広がるなど用途の拡充が図られたところでありますが、交付の対象となる事業としては公共用施設整備のほか、企業関連では商工業、農林水産業、観光業等の企業誘致促進のための広告やパンフレットの作成、あるいはセミナーやイベントの開催等、一部の事業に限定されるなど、用途には一定の制限が設けられておりますことから、直接民間企業等の雇用を促進させるための補助的な事業は交付の対象になっていないのが現状であります。

また、私がマニフェストに掲げました交付金による電気料還元事業の検討につきましては、現在担当部局にその旨の指示をしておりますが、それが実現できれば、間接的にはありますが、企業等の雇用促進に対する支援にもつながるものと考え

えておるところでございます。

しかしながら、ことし3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を契機として、国の原子力政策の見直しが議論され始めたことに関連し、交付金制度そのものが今後も現状のまま維持されるのかどうか、極めて不透明な状況にありますことから、交付金を活用した事業の実施につきましては、交付額の確保等今後の国の動向を十分注視し、適切に判断していかなければならないものと認識しておるところであります。

いずれにいたしましても、このむつ市に生まれ、育ち、働き、そして暮らしていける希望のまちにするためには、地域の活性化が必要不可欠でありますし、その実現には安定した生活を築くための働く場がしっかりと確保されていることが前提であることは私も大瀧議員と思いを同じくするものであります。

今後もこれまで以上にあらゆる可能性を探りながら、雇用促進対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、田名部地区中心街への市役所出張所の設置についてのご質問の第1点目、旧田名部駅前商店会が取り組んでいる地域商店街活性化事業による効果についてであります。この事業は経済産業省の中小商業活力向上事業補助金により総事業費の3分の2とむつ市商店街活性化事業費補助金により15分の4の補助を活用し、田名部駅通り商店街振興組合とNPO法人むつ下北子育て支援ネットワークひろばが連携し、平成23年度から5年間実施する事業でございます。「人にやさしく地域にやさしい街づくり」をコンセプトに、買い物客の利便性を高めるため、商店街の愛称を「たなぶ七福通り商店街」とし、案内板やベンチの設置、省エネ対策を兼ねた街路灯のLED化を進めるほか、親子連れや高齢の方々、障害を持った方などが気軽に立ち寄り休憩できる施設「まちの駅 七

福」親子集いの場を設けるとともに、住民参加型のイベントを定期的に開催しております。

ことし9月の「まちの駅 七福」開設時には歩行者天国が行われ、田名部駅通り商店街が多くの家族連れでにぎわい、これからの商店街の活性化を期待できるオープニングとなりました。「まちの駅 七福」開設から2カ月が経過し、利用者は1日おおむね5人から10人というのですが、商店街の店主にお聞きしたところ、これまでに見られなかった若いお母さんが子連れで行き交うようになり、通行する人たちの層に変化が見られるとの感想をいただきました。「まちの駅 七福」や親子集いの場が今後徐々に多くの方々に利用いただけるよう期待するとともに、世代間交流事業など、その他取り組まれている事業の利用促進が図られ、商店街活性化につながるよう支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、お尋ねの2点目、地域商店街活性化事業と同時進行しているまちなか再生ワークショップに期待するものについてお答えいたします。この事業は、国土交通省所管の補助事業であります官民連携社会資本整備等推進費補助金の中の都市環境改善支援事業、通称でエリアマネジメント支援事業と申しますが、それによる事業でございます。内容といたしましては、まちづくりの主体となる民間事業者や地域住民等への意識啓発活動、人材育成意見調整等のほか、土地利用やそれにかかわる整備、または管理運営計画の立案等、計画コーディネートに対する支援を実施するものであります。

今年度のこれまでの実施内容といたしましては、むつ市中心市街地地区として、今回の対象地域である田名部地区において、福祉、商業、NPO、町内会、市等の関係者による田名部まちなか再生検討委員会を設置しております。また、本年9月29日に来さまい館イベントホールBにおい

て、田名部まちなか再生フォーラムを開催し、学識経験者の基調講演、先進地の事例紹介等を実施し、市民によるまちづくりについて啓蒙しております。このフォーラムでは、161席ある開催会場がほぼ満席になるほどの皆様が来られ、成功裏に終了したということで感謝申し上げる次第でございます。

また、市民参加によるワークショップも開催されておりますが、その内容につきましては、担当よりお答えいたします。

議員の皆様には、この田名部地区のエリアマネジメント支援事業で市民協働でのまちづくりを実現するために今後ともご協力を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、市の窓口としての機能を持つ出張所を田名部地区中心街に設置できないかのご質問にお答えいたします。大瀧議員のお尋ねは、田名部地区中心街を実のある活性化につなげるためには、公共施設を当該地区に設置し、人が集まり、にぎわいのある環境をつくり、地域商店街活性化事業の効果を創出すべきであるとのことからのお尋ねかと思えます。

さきのむつ市議会第208回定例会において大瀧議員の一般質問にお答えいたしておりますとおり、連絡所等につきましては、利用者の減少や金融機関の口座振替への移行の推進という背景を踏まえ、平成14年度策定の第3次行政改革大綱の基本方針に基づき、組織のスリム化、経費削減、効率的な事務事業の推進を図るという観点から、平成16年3月をもって廃止に至ったところであります。

議員ご指摘のとおり、連絡所等を廃止した当時の社会環境と市町村合併や本庁移転、高齢化社会の加速化などが進む現在とでは、さまざまな面で異なる状況にあることは私も認識を同じにいたしているところであります。特に公共交通機関の整

備が十分とは言えない当市の現状にあって、自家用車を運転できない方や徒歩での広範囲の移動が困難な方など、いわゆる移動困難者に対する行政サービスをどのように提供していくかということは、商店街の活性化とは別の視点から取り組まなければならない重要な課題であると認識いたしているところであります。このため、移動困難者などへの住民の利便性向上という観点から、市役所及び分庁舎窓口以外での住民票等の交付や税の収納などについて、関係課においてその可能性を探るべく調査検討をいたしているところであります。

まず、住民票等の交付については、来年1月には住民情報基幹システムの更新を、また平成25年2月ごろには戸籍総合システムの更新を予定しておりますことから、その折々に証明書自動交付機の導入及びコンビニでの証明書の交付などについて引き続き検討を加えてまいるとともに、一定の対象条件を設けたうえで移動困難者に対して市職員が証明書等を宅配するという血の通ったサービスについても研究してまいりたいと考えております。

また、水道料金、下水道料金については、平成24年1月請求分から市内の各コンビニでお支払いいただけるようになりますし、平成24年2月下旬以降に納付書が出る市税及び後期高齢者医療保険料や保育料等については郵便局で支払いが可能に、さらに軽自動車税については、平成24年度からコンビニでもお支払いいただけるよう手続を進めているところでございます。

今後も移動困難者を初めとする住民への利便性向上については、高齢化社会の進展状況等を踏まえつつ、効果的な方途を探っていくべくサービスの公平性などを十分勘案しながら総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公共施設のバリアフリー化についての第1点目、公共施設バリアフリー化はどこまで進んでいるのかについてであります。国においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー化新法であります。また地方公共団体においては、青森県福祉のまちづくり条例に定められており、地方公共団体の責務としてはバリアフリー化新法第5条に「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とうたわれておりますことから、新たな施設の建設はもとより、既存の施設の改修についても思慮していかなければならないものと認識しております。特に既存の施設の改修に際しては、財政事情を勘案しつつも、バリアフリー化を意識した改修を具現化すべく施設ごとのプライオリティーを見定めながら、調査研究をさせていただくことにならうかと存じます。

いずれにいたしましても、高齢者や障害者が地域の一員としてともに安心して暮らせるような共生社会の実現に向けて、当市の実情と高齢者の生活実態、障害者の特性、ニーズとさまざまな要因を見定めつつ、施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

公共施設のバリアフリー化の現況についてのご質問であります。これにつきましては担当より答弁いたします。

次に、ご質問の2点目の身体に障害がある方へ運動の場を提供できる施設があるかのご質問についても担当より答弁をいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（中嶋達朗） 緊急雇用及びふるさと雇用事業の具体的な事業成果についてお答えいたします。

緊急雇用対策の事業実績ですけれども、緊急雇用創出対策事業について、平成21年4月1日から

これは実施されており、平成22年の実績としては、緊急雇用創出対策事業は12事業実施され、事業費総額5,959万960円、事業実施に伴い、新規に雇用創出された人数は231人となっております。

ふるさと雇用再生特別対策事業につきましては、5事業実施され、総事業費総額2,434万4,674円、事業実施に伴い新規に雇用創出された人数は14人となっております。

次に、平成21年から平成22年まで行われている緊急雇用対策の事業成果ですけれども、むつ公共職業安定所によりますと、平成23年10月の月間有効求人倍率は0.47倍となっており、前年同時期と比べますと0.11ポイントの大幅な減少となっており、前月比では0.04ポイント増加しているものの、職を求める方々にとっては依然厳しい状況にあります。

このような状況の中で緊急雇用創出対策事業及びふるさと雇用再生特別事業を実施し、245人の雇用を生み出したことは十分とはいかないまでも一定の成果があったものと考えております。

それともう一点、先ほど市長のほうから答弁がありましたけれども、雇用促進についての部分で中小企業緊急雇用安定助成金制度、これは公共職業安定所のほうの制度なのですけれども、これ事業所数は50というふうにお答えしました。人数のほうは、ハローワークのほうからはちょっと報告してもらえないということでしたので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） ご質問の2点目のうち、ワークショップで検討された内容につきまして、市長答弁に補足説明させていただきます。

田名部地区エリアマネジメント支援事業では、市民協働の一環としてワークショップを開催しており、これまで田名部まちなか再生ワークショップを3回開催して、現状と課題等の抽出作業を行

っております。10月8日に開催されました第1回目のワークショップでは、メンバーを3グループに分けまして、各グループが実際にまちを歩き、田名部地区のよいところ、改善したいところなどを見つけ、まち歩きマップを作成しております。

このワークショップで出された意見でございますが、「古く趣のある建物があり、市で制度をつくるなどでぜひ残していただきたい」、「田名部川や常念寺、田名部神社など、地域資源のつながりを意識するようなワーキングロードがあるとよい」、「イベント広場はイベント時には非常ににぎわっているが、しゃくし定規な規制をせずにもっと市民が使いやすいようにしてほしい」、また「掲示板もうまく使われていない」などといった意見が出されております。

10月30日に開催されました第2回目では、前回作成のマップを使いまして、資源の活用方法や改善点の解決方法について意見交換をし、まちなか再生のためのアイデアを整理しております。この回での意見は、「第一田名部小学校からの眺めは地域の景観資源であり、昔の写真を展示し、比較できるようにすると観光にも活用できる」、「空き店舗を活用した地区の古い姿が見られる写真の常設展や歴史や自然などのタイプ別コースを設定するとよい」、「田名部川や明神川は地区の安らぎの場になるし、合流地点は石碑もあるので、川も含めてきれいにできないか」、「ショッピングセンター跡地を活用し、集合住宅を整備して市の出張所を1階に入れ、コンビニなど買い物環境等も整える必要がある」などといった意見が出されております。

11月11日に開催されました第3回目では、まちなか再生のためのアイデアを実現するために実施しなければならないこと等について意見交換しております。この回の意見では、「これまでできなかった無力感を超えて、小さなことでもやれる

ことから取り組む、地に足のついたまちづくりを進める」、「行政任せではなく、市民、地区住民、町内会などさまざまな団体が連携し、まちづくりを考える組織が必要である」、「市の商工観光部局とも連携した体制づくりをするとともに、まちづくり組織を条例などで支援する」、「地区内の人たちに当事者意識を持ってもらうように巻き込んでいく仕組みを考える必要がある」などといったさまざまな意見が出されております。

今後検討委員会では、これまでのワークショップで出された現状と課題等を資料として、田名部地区の再生に向けた目標、地域整備の基本方針、再生に向けた事業及び活動とその仕組みづくりの基本方針など、それぞれの案を策定する予定としております。来年度は、田名部まちなか再生のための仮称まちなか再生協議会などの組織を設立して、案であった目標、地域整備方針等を審議決定することとしております。

また、地域と一体となったコミュニティづくりの推進、商店街のにぎわいの創出や活性化を図ることを目的とする地域商店街活性化事業との調整を図りながら、具体的な事業や活動等を進める予定としておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 大瀧議員のご質問の第3点目、公共施設のバリアフリー化に伴う現況について、市長答弁に補足説明いたします。

むつ市内にあります主な公共施設のうち、一般の方が利用していると思われる建物及び公園等に限定いたしますと、116施設ほどございます。

まず、関連施設の入り口部分とトイレの現況についてご説明いたします。そのうち入り口が車いすでも入場が可能となっている施設は、しもきた克雪ドーム等を含め43施設ございます。また、車いすでの入場が可能となっているものの屋内のエ

ントランス部分が段差になっているなど、入り口付近が不十分な施設はコミュニティセンター等の4施設ということになります。さらには、車いすでの入場がかなわない施設ということになりますと68施設になり、施設全体の37.1%が身体に障害のある方が移動する際に一定のバリアフリー化の配慮がなされ、障壁の少ない施設ということになります。

次に、トイレについて、手すりや段差等一定の配慮がなされており、車いす仕様となっている施設については、しもきた克雪ドームを含めましてほぼ41施設がバリアフリー化されております。また、手すり等の一定の配慮はしているが、入り口が狭いなど不十分な施設は4施設ということになります。ほかの71施設につきましては、バリアフリー化への対策が講じられておらず、全体の35.3%が身体に障害のある方の利用が可能な施設ということになります。総合的に考えますと、入り口部分、トイレともに身体に障害のある方も利用が可能な施設ということになりますと、しもきた克雪ドーム等を含め39施設ということになります、全体の33.6%ということになります。

以上のことから、当市の現況については決して満足できる実態ではないものと認識しており、当然ながら今後ともバリアフリーの視点を意識した取り組みを行っていかねばならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 身体に障害のある方への運動の場を提供できる施設があるかとお尋ねでございますが、市で管理する運動施設は、野球場及び陸上競技場等、屋内外合わせて19施設有してございますが、そのうち17施設は車いすで乗り入れることが可能となっております。

また、トイレだけで申しますと、その施設に附帯もしくは別棟となっているトイレを合わせると

23棟ございますが、このうち13棟につきましては、車いす対応のトイレを備えている状況でございます。

バリアフリー、そしてトイレ、身体障害者用のトイレがともに整ってございますのは、この19施設のうち11施設となっております。身体に障害のある方が運動施設を利用するために必要となるトイレ、車いす用のスロープなど、附帯の施設につきましては、すべてにおいて充足するには至っていない状況でございますものの、運動の場としてご利用いただける施設はある程度整備されているものと認識をいたしております。

今後においても、利用者のご意見をお伺いしながら、必要に応じて整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 簡潔、丁寧、前向きのご答弁ありがとうございました。通告順に従って再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、雇用促進についてでございますけれども、先ほどの答弁で緊急雇用対策で雇用された人が245名でしたか、その245名の方が引き続き正社員として雇われたケースというものはあるのでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（中嶋達朗） 先ほどお答えしたときに2名程度の方がというふうにお話ししました。ただ、この245名というのは平成22年度でございます。例えば平成21年度は75人、平成22年度が245人、平成23年度が229人というふうになっていきます。その中で2人ということですから、はっきり何年度の云々ということにはちょっと存じ上げていません。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） この3年間の中で緊急雇用対策、かなりの人数の方が採用されて、そしてまた

その中で2人しか正社員として採用されていないと。大体国の、県の雇用対策、先ほども言いましたけれども、やはり短期雇用、きのう菊池光弘議員が言いましたけれども、この短期雇用で雇われて、そしてその就業期間が終わったと、私のところにも、次の就職がないですかとかいっぱい来ます。ハローワークと間違うぐらい相談を受けるのですが、なかなか長期雇用に結びつくような形の対策になっていないと。

そこで私が先ほども言いましたように、市のほうでそういう形の基金、雇用対策の基金ができないかということをお話ししました。例えばですけども、先ほど市長は電源三法交付金はそういう形の中では使えないと、公共的なものにしか使えないという答弁でしたけれども、雇用は公共性があると思います。いろいろな工夫ができると思います。皆さん方は、やはり国で言えばキャリアでするので、そういう知恵も工夫もできると思います。やはりそういう形の中で、もしそういう電源三法交付金から基金が使えないのであれば、一般財源でもいいです。3億円基金を積んでもらうと、年収300万円の人を100人創出することができます。そういう形で何とかできないものか、市長、もう一度。答弁の後、私も考えますので。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この緊急雇用の分で200人くらいが3年間というふうなことで、正規雇用が2人もいたということの評価なのか、2人しかいなかったというふうな、これは評価は分かれると思います。しかしながら、短期的にはそれだけの雇用を発生させたというふうな評価はいただきたい。しかしながら、これは被雇用者側だけではなくて、雇用している側、この短期の中で事業展開をして、そして雇用をふやしていこうというふうな、要するに企業意欲、そういうものも高めてほしいという形の雇用対策、これもあろうと思いま

す。そういうふうなところも、その視点も見ていただければなど、こういうふうな。当然事業主また会社の代表者でありますので、その部分は十分ご承知だと思いますけれども、やはりその視点も必要なのではないかなと、こういうふうな思います。

300万円で100人、これで3億円ですか、そういう形というのは、なかなかその公共団体として、その100人だけの方々にという部分、これはなかなか厳しいのではないかと、そういうふうな思います。やはり幅広く、できるだけ多くの方々の利となるような、益となるような形での政策展開、これが必要でありますし、交付金ではなかなかそれが現在対応できないと、うちのスタッフが頭をひねってもなかなかできない状況であります。しかしながら、その部分においてはさまざまな部分での雇用対策の一助にもなっていると、現在の使い方、そういうふうな思いますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） やはり行政です。すべての人に平等、これはわかります。しかし、こういう形、こういう今のむつ市のこの経済状態、こういう動向の中では、何かに特化するということも必要な一つだと思います。これは、雇用に関係ありますので、ちょっとお聞きしますけれども。

今東通原子力発電所、大間原子力発電所、中間貯蔵施設と工事が中断しております。いつ再開されるかめどが立ちません。こういう厳しい経済状態の中で廃業を余儀なくされている企業もあると聞きますし、それに現に二、三の民宿が営業をストップしております。私たちの業界ですけれども、多くのアパートも空室が今いっぱいあります。そこでこの大震災の後、むつ下北から離れていった労務者並びに会社関係の方がどのぐらいいるか。それと、震災後もう9カ月たっていますけれども、

昨年の同時期と今の時期の各企業の営業実績、それは恐らくむつ商工会議所その他と連絡をとりながら把握していると思いますので、そこのところをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1つだけ、手前ども毎月庁議なるものを開いておりまして、経済部からは今月の例えば農業生産額、漁獲金額、雇用の状態、そしてまた住宅の新築、確認申請というのでしょうか、確認申請の件数なんか、きめ細かに今報告を受けている状況でありますけれども、確認申請、この部分においては前年対比プラスでございます。

そういうふうにはいいところはいいというふうなところもありますし、雇用の関係も来年度になろうかと思っておりますけれども、地元の工業高校、もう90%ぐらい超えているというふうな形で、そういうふうな決して悲観するような状況ばかりではないと。漁獲の金額についても100%を超えております。そういうふうなところで、一部やはり原子力にかかわっている産業構造もありますので、その部分においては厳しいものがありますけれども、しっかりと底支えをしているというふうな見方もあるのではないかと、そういうふうな景況の指数を見ますと。

そのほかについては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（中嶋達朗） 私のほうで調べている部分については、中小、いわゆる零細企業の部分についてはちょっと調べがついていません。もちろんむつ商工会議所等に問い合わせれば、ある程度はわかるということになると思います。ただ、今年度とはまだ比べられませんので、恐らく平成21年と平成22年とかという比べ方になると思うのです。いわゆる決算が出ていませんので、ですか

ら、ことしがどのくらいかというのは、例えば原子力発電所関係であれば、それぞれの事業所に問い合わせというふうなことでの人数、仕事がとまったとか、例えば会社が撤退したとかというのはお聞きしています。あと倒産、仕事をやめたというところについても、小さいところはちょっとつかんでおりませんで、1,000万円以上の負債ということでつかんでいるものであれば、今期は4件ぐらいだったと思います、1月から数値上あらわれているところは。そういうふうなことはつかんでおりますけれども、ただ昨年同時期というのは、今議員からおっしゃられた、そのあたりも調べはしなければいけないなというのを今ちょっと考えております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 今市長から、悪いところだけではないのだと、いろいろな面でいいところもあると。確認申請も多いと。私も確認申請の数は覚えていますが、何が多いか。一軒家の貸し家が多かったという意味で件数が上がっているという部分もござります。でも、それはやはり多いということはいいことだと、このように思っております。

やはり雇用、一番大切なことだと思っております。税金の無駄遣いとよく言われます。雇用が一番そうではないかなと。私たち親、一生懸命生活を切り詰めて子供に仕送りをします。そして、学校を卒業させる。帰ってきたい。就職がない。そうすると、みんな都会で就職します。都会のほうで全部その子供たちが税金を払って、こっちに全然税金が返ってこない。ただの人材育成にしかならない。昔私たちはあこがれで東京に行きました。今の子供たちは、来たくても就職がないから来られないというような現状がありますので、ぜひそういう形の雇用、しっかりと対策を練っていただければと、このように思います。

次に、田名部地区中心街への出張所設置の件で

ございますけれども、前回の私の質問の市長の答弁の中に、国の中心市街地活性化に対する考え方もそれまでの商店街振興に偏りがちだった政策から、教育、医療、福祉などを含む公共公益施設への誘導や町なか居住の推進など、全般的な都市機能をその市街地の中に入れるのだという答弁をなさっておりました。先ほど建設部長からワークショップのお話がありましたけれども、ではエリアマネジメントの中のワークショップの中でこういう公共的な、公益的な施設を入れるというふうなお話し合いがなされているのかどうか、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 今の段階ではワークショップということで、それぞれ持ち合わせた意見を皆さんがおっしゃっていただいているということの中では、先ほどもちょっと1点申し上げましたように、いわゆる町なか居住というものについてのお話はあってございます。それと、おっしゃるような行政施設という部分についてもあったらいいのではないかという部分は今の段階で、これからそれをどう構築していくかという問題になっていくこととなりますので、今の段階は皆様のご意見ということでご理解いただければと思います。

○議長（山本留義） 申し合わせの時間が過ぎましたので、簡潔に。18番。

○18番（大瀧次男） 済みません、30分と間違っておりました。

最後に、障害のある方の件ですけれども、できればパラリンピックとか、全国大会に行けるような選手を育成して、障害のある人、そして青少年に夢と希望を与えられるような政策をひとつお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、大瀧次男議員の質問を終わります。

## ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月14日及び15日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明12月14日及び15日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月16日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時26分 散会